

吉野熊野国立公園
(和歌山県海岸地域)

公園区域及び公園計画変更書

[第3次点検]

(環境省原案)

平成 年 月 日

環 境 省

目 次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	3
3	地域の概要の変更内容	7
4	変更する公園区域容	37
第2	公園計画の変更	42
1	変更理由	42
2	基本方針の変更内容	43
3	規制計画の変更内容	48
(1)	保護規制計画及び関連事項	48
ア	特別地域	48
(ア)	特別保護地区	50
(イ)	第1種特別地域	52
(ウ)	第2種特別地域	60
(エ)	第3種特別地域	70
イ	海域公園地区	75
ウ	関連事項	84
(ア)	乗入れ規制区域及び期間	84
(イ)	捕獲等規制動植物及び区域	85
(ウ)	普通地域	90
エ	面積内訳	92
4	事業計画の変更等内容	94
(1)	施設計画	94
ア	保護施設計画	94
イ	利用施設計画	95
(ア)	単独施設	95
(イ)	道路	98
(ウ)	運輸施設	100

第1 公園区域の変更

1 変更理由

吉野熊野国立公園は、紀伊半島の中央部から南部にかけて、三重、奈良、和歌山の3県にまたがって位置し、堆積岩の構造山地の景観、そこを源に深い溪谷を形成しながら流れ下る河川の景観と、河川が注ぐ熊野灘沿岸の海食崖や岩礁地形が特徴的な海岸景観を中心として、山岳宗教やそれらと密接に関わった歴史文化を考慮に入れて付加した区域で構成される公園である。本公園は、昭和11年2月1日に指定され、昭和25年2月25日に串本・潮岬地区、昭和40年3月25日に洞川地区、昭和45年7月1日に錆浦地区を含む熊野灘沿岸海域、昭和50年12月19日に尾鷲・熊野地域（鬼ヶ城以北の海岸）の区域がそれぞれ追加指定されている。その後、昭和63年11月7日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われ、平成9年12月16日に第1次点検、平成18年1月19日に第2次点検が行われて現在に至っている。

第2次点検以降、平成21年の自然公園法の改正（平成22年4月1日施行）により、従来の海中景観を保全するための「海中公園地区」から、近年評価が高まっている潮の干満により干出す岩礁や、稚魚の育成にも欠かせず、海洋の浄化能力にも優れた干潟や藻場等、海上景観を含めた海域の保全を目的とした「海域公園地区」に改められた。

また、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、2020年までに少なくとも陸域17%、海域10%を保護地域とすることを含む愛知目標が採択された。さらに、海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性を保全して、海洋の生態系サービス（海の恵み）を持続可能なかたちで利用することを目的とし、平成23年3月には、「海洋生物多様性保全戦略」が策定され、国立公園等の既存の制度を活用した適切な海洋保護区の設定を推進することとされた。さらに、平成24年9月には、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップとして「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定され、海域の国立公園区域をはじめとする海洋保護区の適切な設定が喫緊の課題となっている。

環境省では、海域公園地区制度を踏まえた新たな視点に基づく海域景観の評価等を目的に、平成21～22年度に、吉野熊野国立公園の海域及びその周辺海域を対象として、海域景観資質調査を実施した。また平成22年度には、和歌山県が、田辺南部白浜海岸県立自然公園及び熊野枯木灘海岸県立自然公園の海域、並びにその周辺海域を対象として、サンゴその他海洋生物の分布状況調査を実施した。これらの調査により、天神崎周辺のエダミドリイシや沖島周辺のクシハダミドリイシ、四双島周辺のニホンミドリイシ、安指・田子周辺のスギノキミドリイシ、双島周辺のクシハダミドリイシなどを中心としたサンゴ群集をはじめ、藻場、干潟も含めた生物相の現状が明らかとなり、これら県立自然公園及びその周辺海域が優れた海域景観を有すると認められる新たな知見が集積された。

また、こうした動きと並行して、平成22年には、本公園に隣接した田辺南部白浜海岸県立自然公園及び熊野枯木灘海岸県立自然公園を含む紀伊半島沿岸海域（以下「紀伊半島沿岸海域」という。）が、環境省が実施した「国立・国定公園総点検事業」において、「サンゴ礁生態系、干潟、藻場が分布し、沿岸において多様で連続性を持つ生態系を有している。また、日本列島の形成過程を示す特徴的な地質が点在している。これらのことから、現在の国立公園区域と同等の資質を

有する一体性のある地域である。」と評価され、国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張候補地の1つとして選定された。

この他、近年の動きとして、本公園及び紀伊半島沿岸海域を含む和歌山県紀南地域を中心とするエリアは、平成26年8月28日に、「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークに認定され、今後、ジオサイト等地域の自然資源の保全とその適切な利用の推進について、国立公園と連携を図ることが期待されている。またこのような動きの中で、紀伊半島沿岸を中心に地史や地形・地質に関する知見も集積され、当該地域の評価も高まりつつある。

以上のような本公園を取り巻く諸情勢の変化や新たな知見の集積を踏まえ、今回の点検では、本公園を「海洋プレートが大陸プレートに沈み込む場所で起きる特徴的な地質現象に起因する変化に富んだ山岳、河川、海岸の連続的かつ大規模な景観と、黒潮の影響も受けた海域の景観を特徴とし、これらの自然の中で育まれた熊野信仰や修験道などの山岳宗教及びそれらと密接に関わる歴史文化に起因する文化景観を併せ持つ一体的な区域を有する公園」として捉え直し、現在の国立公園区域と同等の資質を有する熊野枯木灘海岸県立自然公園及び田辺南部白浜海岸県立自然公園の区域、並びにその周辺海域を、既存国立公園と一体的な風致景観の維持、海域の生物多様性の保全、及び適切な利用を推進するため、本公園に編入する。あわせて、既指定区域において国立公園としての風致景観の資質が失われている地域等については、周辺の公園区域内の風致景観への影響に配慮しつつ、区域から削除するとともに、公園区域が不明確となった箇所については、区域の明確化を図るための必要な変更を行う。

なお、本公園は、本点検を機に地域ごとに見直しを行うこととし、本点検は、和歌山県海岸地域（和歌山県みなべ町、田辺市、白浜町、すさみ町、串本町、太地町、那智勝浦町、新宮市にかけての沿岸部）を対象とする。

本件は、自然公園法の第6条第1項、同法第8条第1項、同法第20条第1項、同法第21条第1項及び同法第22条第1項に基づき、また「国立公園の公園計画作成要領等について」（平成25年5月17日付け環自国発第1305173号環境省自然環境局長通知）及び「国立公園の公園計画等の見なおし要領について」（平成25年5月17日付け環自国発第1305174号環境省自然環境局長通知）に沿った内容となっていることから、変更を行うものである。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表 1 : 指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>①景観(同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地) 紀伊半島のほぼ中央に位置する大峯山系は、近畿最高峰の八経ヶ岳^{はつきまうがたけ}(1,915m)を中心として標高1,500m~1,900mの切り立った山々が南北約75kmに渡って連なり、古くから修験道の行場としても利用されてきた。また、台高山脈^{だいこう}の南端に位置する大台ヶ原は、年間降水量がおよそ3,500mmに達する国内有数の多雨地域であり、ブナやトウヒなどの原生的な森林を育てている。これらの中央山岳部を源とする熊野川は、その支流の北山川の中・下流において激しく浸食と蛇行を繰り返し、深いV字谷を刻んでいる。海岸部は、三重県尾鷲湾から和歌山県千里の浜まで、紀伊半島中南部の海岸線約560kmに及び、大小の湾が複雑に入り組んだ海岸や、緩やかな弧を描いて南北約30kmにもなる礫浜をはじめ、海食海岸、砂州、多島海など、多様な海岸地形がみられる。これらの海岸には、アカウミガメの産卵地や、希少なウチヤマセンニュウの繁殖地などが含まれるとともに、社寺林、島しょ等を中心に自然度の高い暖地性植物群落が残存している。またその海域には、黒潮の影響により、温帯域でありながら、サンゴ群集をはじめ、熱帯性の海洋生物が生息・生育し、色鮮やかな海中景観が広がるとともに、岩礁、藻場などが分布する浅海域や干潟、砂浜、礫浜などの潮間帯を中心に海洋の浄化能力に優れ、海洋生物の産卵や育成に欠かせない生息域(ナーサリーエリア)として、海洋の生態系や多様性、漁業生産性の根幹を支える大切な存在となっている。特に、串本沿岸海域には世界最北のテーブルサンゴ群集を中心とした生態系が形成されており、ラムサール条約湿地にも登録されている。</p>	<p>指定当初の指定書及び公園計画書が現存しないため、以下の項目はなし。 指定は昭和11年2月1日</p>

変更後	変更前
<p>紀伊半島では、これら豊かな自然と人との深い関わりを背景に、生物圏の保全と利用、経済活動の調和を維持・推進する地域として、大台ヶ原・大峯山・大杉谷が「生物圏保存地区（ユネスコエコパーク）」に登録（昭和56年2月）されている。また、神話の時代から神々が鎮まる特別な地域と考えられていた紀伊山地では、起源や内容を異にする3つの山岳霊場と参詣道が生まれ、その文化的景観が良好な形で現在まで伝えられていることから、三重、奈良、和歌山の三県にまたがる「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界文化遺産に登録（平成16年7月）されている。このうち、吉野・大峯と熊野三山及びその参詣道は、本公園を特徴づける重要な文化的景観要素にもなっている。このほか、和歌山県紀南地域を中心としたエリアは、平成26年8月に「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークに認定された。</p> <p>本公園の風景形式は、地形区分別に、山岳・河川部では隆起準平原や褶曲山地の他、断崖、V字谷、峡谷、滝、瀨、甌穴などが見られ、海岸部では海食地形、砂浜・礫浜、砂州、海岸段丘、入り江、陸繋島、内海多島などが見られる。これらの多様な地形はいずれも、海洋プレートが大陸プレートに沈み込む場所に形成される、付加体、前弧海盆堆積体、火成岩体などの特徴的な地質体で構成され、隆起や沈降といった地殻変動や海水準変動、海や河川による浸食や堆積によって生み出されたものである。また、生態系別に、陸域では原生的な照葉樹林、夏緑樹林、針広混交林などが成立する自然林生態系、自然海岸生態系が見られ、海域ではサンゴ群集生態系が見られる。</p> <p>本公園は、上記の山岳や河川、海岸などの様々な風景形式が連続して大規模に見られる点、また、世界最北のテーブルサンゴを中心とした海洋の</p>	

変更後	変更前
<p>生態系が育まれている点において特に傑出性が高く、我が国を代表する自然の風景地である。また、本公園は、上記の自然景観と、紀伊半島の豊かな自然の中で育まれた熊野信仰や修験道などの山岳宗教及びそれらと密接に関わる歴史文化に起因する文化景観を併せ持つ複合景観としても傑出している。</p> <p>以上より本公園は、海洋プレートが大陸プレートに沈み込む場所で起きる特徴的な地質現象に起因する変化に富んだ山岳、河川、海岸の連続的かつ大規模な景観と、黒潮の影響も受けた海域の景観を特徴とし、これらの自然の中で育まれた熊野信仰や修験道などの山岳宗教及びそれらと密接に関わる歴史文化に起因する文化景観を併せ持つ一体的な区域を有する公園である。</p> <p>②規模（区域面積が原則として3万ha以上）</p> <p>本公園の区域面積は93,170ha（陸域：61,406ha、海域：31,764ha）である。</p> <p>③自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上）</p> <p>本公園の原生的な景観核心地域は以下のとおりであり、その面積は2,000haを超える。</p> <p>山岳部：大台ヶ原山及び大峯山系の山上ヶ岳、弥山、八経ヶ岳、釈迦ヶ岳・前鬼、那智山を中心とした地域（特別保護地区3,638ha）</p> <p>河川部：北山川の瀨峡及び宮川源流の大杉峡谷を中心とした地域（特別保護地区674ha）</p> <p>海岸部：紀伊半島南部沿岸の佐波留島、桃頭島、九木崎、楯ヶ崎、フェニックス褶曲、稲積島、円月島を中心とした地域（特別保護地区178ha）</p>	

変更後	変更前
<p>④利用（多人数による利用が可能）</p> <p>春から秋にかけて、山岳域では登山や自然探勝が、河川域では舟下りなどの利用が多い。海岸域では、海水浴、釣り、スノーケリング、ダイビングなど海のレジャーが盛んである。一年を通して、温泉や風景鑑賞、社寺参詣、観光施設等の利用がみられるとともに、近年では体験型観光やガイド付きツアーも新しい利用形態として注目され始めている。</p> <p>⑤地域社会の共存（地域社会の理解の獲得）</p> <p>地域関係者への説明会の開催や関係自治体の同意を経て、指定するものである。</p> <p>以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成25年5月17日付け環自国発第1305171号環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たすことから、当該地域を国立公園に指定する。</p> <p>また、本公園は「幽玄の山々、深い溪谷、黒潮流れる南海～森川海の繋がり」と悠久の歴史・文化に会う～」をテーマとし、紀伊半島の豊かな自然と歴史・文化を感じられる国立公園として、風致景観の保全と適切な利用を推進するものである。</p>	

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表 2 : 地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>和歌山県海岸地域は、和歌山県みなべ町千里の浜から新宮市熊野川河口までの海岸部を中心とする地域で、海岸線延長は約 368 kmとなる。</p> <p>本地域の和歌山県新宮市から那智勝浦町、太地町、串本町の紀伊大島までの区域は、昭和 11 年 2 月 1 日に吉野熊野国立公園に指定され、その後昭和 25 年 2 月 15 日に串本・潮岬地区が、昭和 45 年 7 月 1 日に鏑浦地区及び一部海域が区域拡張され、その際、串本沿岸海域に国内初の海中公園地区（現・海域公園地区）が指定された。その後、昭和 63 年に再検討を行い、平成 9 年の第 1 次点検、平成 18 年の第 2 次点検を経て、今般、第 3 次点検において、熊野枯木灘海岸県立自然公園及び田辺南部白浜海岸県立自然公園の区域、並びにその周辺海域が編入された。</p> <p>本地域のうち、熊野灘を臨む海岸線には、熊野川河口から南西方向に延長 3.2 kmに及ぶ礫浜の王子ヶ浜、多島海景观の紀の松島、勝浦周辺から浦神半島にかけての海岸段丘や入り江が入り組んで連続する海岸など、複雑で多様な景观が見られる。また本州最南端の潮岬は陸繋島で、海岸段丘がみられ、海岸線には海食崖が発達している。</p> <p>本地域のうち、みなべ町千里の浜から白浜町湯崎に至る海岸、海域（南部湾及び田辺湾）及びひき岩群や奇絶峡等の山間地域は、田辺南部白浜海岸県立自然公園に指定（昭和 29 年 7 月 6 日当初指定）され、また白浜町千畳敷から串本町田の崎に至る海岸及び海域（枯木灘）は、熊野枯木灘海</p>	<p>今回点検より地域毎の指定書及び公園計画書を作成することから、以下の項目はなし。</p>

変更後	変更前
<p>岸県立自然公園に指定（昭和 29 年 7 月 6 日当初指定）され、保護と利用が図られてきた。熊野灘沿岸地域と同様、隆起や沈降といった地殻変動や海水準変動、浸食作用により海岸段丘や入り江、多島海景観など多様な海岸地形が形成され、地質や環境の違いなどを反映して海食崖、海食洞、海食台、岩礁、礫浜、砂浜、干潟などが発達し、変化に富んだ海岸景観を呈している。また、海岸部にはすさみ町の褶曲露頭などに代表される海洋プレートが大陸プレートに沈み込む場所で起きる特徴的な地質現象を見ることができる地点が点在し、学術的にも高く評価されている。</p> <p>本地域では、全域をとおして、島しょや社寺林を中心に自然度の高い暖地性植物群落が維持され、重要な景観要素となっている。動物相としては、砂浜・礫浜に上陸、産卵するアカウミガメや、洞窟を繁殖地とするユビナゴウモリ、陸地から離れた島しょを繁殖地とするウチヤマセンニュウをはじめとした鳥類等に特徴がある。</p> <p>本地域の海域には、黒潮の影響により、温帯域でありながら、サンゴ群集をはじめ、熱帯性の海洋生物が生息・生育し、色鮮やかな海中景観が広がるとともに、岩礁、藻場などが分布する浅海域や干潟、砂浜、礫浜などの潮間帯を中心に海洋の浄化能力に優れ、海洋生物の産卵や育成に欠かせない生息域（ナーサリーエリア）として、海洋の生態系や多様性、漁業生産性の根幹を支える大切な存在となっている。特に、串本沿岸海域には世界最北のテーブルサンゴ群集を中心とした生態系が形成されており、ラムサール条約湿地にも登録されている。</p> <p>また本地域は、世界文化遺産にも登録されている熊野古道（中辺路の<small>なかへち</small>高野坂、<small>こうやざか</small>大辺路の<small>おおへち</small>長井坂など）の一部が通るなど、熊野信仰と密接な関わりのある文化景観も特徴となっている。</p>	

変更後	変更前
<p>このほか、本地域を含む和歌山県紀南地域を中心としたエリアは、平成26年8月28日に「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークに認定され、海洋プレートが大陸プレートに沈み込む場所で起きる特徴的な地質現象を見ることができる地点を中心に、ジオサイトにも登録されている。</p> <p>以上を踏まえ、本地域における特徴的な地質現象の他、多様な海岸景観や多島海景観、暖地性植物からなる海岸植生、信仰等と結びついた文化景観、並びにサンゴ群集、岩礁、藻場、干潟等の海域などからなる風致景観や生物多様性を保全するとともに、適切な利用の推進を図り、あわせて、地域の各種取組や世界文化遺産、ラムサール条約湿地、南紀熊野ジオパークなどの取組と連携し、持続可能な地域振興に寄与するものとする。</p> <p>(1) 景観の特性</p> <p>ア 地形、地質</p> <p>本地域は、海洋プレートが大陸プレートに沈み込むことに起因する隆起や沈降といった地殻変動や海水準変動、海や河川による浸食や堆積によって、多様で特徴的な海岸地形が形成されている。</p> <p>当該地域は平坦地に乏しく、潮岬より東側は、隆起を続ける急峻な山地が海まで迫り、海岸には熊野灘の激しい波浪の影響を受けた海食崖がよく発達している。勝浦周辺から浦神半島にかけての海岸線は複雑に入り組んだ海岸段丘や入り江が連続し、変化に富んだ景観を見せている。本州最南端の潮岬は火成岩の陸繋島で海岸段丘がみられる。この東側に浮かぶ紀伊大島にも海岸段丘がみられ、海岸線は潮岬とともに、海食崖がよく発達している。また、潮岬から西側も、岬と入り江、砂浜が交錯し複雑な海岸となっており、岩礁には、海食台が広い範囲にわたって分布し、田辺湾では</p>	

変更後	変更前
<p>多島海景観がみられる。</p> <p>大きな河川の河口付近には、沿岸流の影響を受けて礫浜や砂浜が形成され、代表的なものとして、熊野川河口から南西方向に延長 3.2 km に及ぶ王子ヶ浜（礫浜）や、日置川河口北の延長 2.8km に及ぶ日置大浜（礫浜）などがある。</p> <p>本地域は、大きく分けて約 7000 万年前～2000 万年前に形成された付加体（牟婁層群）、約 1800 万年前～1500 万年前に形成された前弧海盆堆積体（田辺層群、熊野層群）、約 1500 万年前～1400 万年前に形成された火成岩体（熊野酸性火成岩類、潮岬火成複合岩類）の 3 つの地質体からなり、海岸部の隆起と浸食により地表面に表出した地層からは、海洋プレートが大陸プレートに沈み込む場所での大地の誕生のメカニズムを通して、日本列島の形成過程の一端をうかがい知ることができる。</p> <p>このうち、本地域の広範囲に分布している牟婁層群は、砂岩泥岩互層、泥岩、砂岩及び礫岩からなる。すさみ町の岩礁域にあるフェニックス褶曲は付加体（牟婁層群）の褶曲露頭であり、海洋プレートの沈み込みに伴って海底で堆積した地層が陸域に付加されたときに折り曲げられたものとされ、世界的にも有名な褶曲露頭である。</p> <p>みなべから日置にかけての地域には、牟婁層群を不整合に覆う前弧海盆堆積体の田辺層群が半円状に分布する。田辺層群は、砂岩及び泥岩を主とし、礫岩を伴っており、貝化石やウニ化石を豊富に含んでいる。白浜町千畳敷や見草崎では、浅海底をすみかにした生物の痕跡（生痕化石）も観察できる。また田辺市島ノ巣半島や白浜町権現崎では、田辺層群上部層に泥質下部層が貫入した泥岩岩脈が見られ、学術的にも貴重である。</p> <p>串本の潮岬や紀伊大島には、火成岩体の潮岬火成複合岩類が分布する。</p>	

変更後	変更前
<p>潮岬は噴出岩として枕状溶岩を含む玄武岩質溶岩や火砕岩類が見られ、貫入岩として花崗斑岩やグラノファイアーなどの珪長質岩もみられる。大島の^{かしのぎき}檜野崎灯台から鷹ノ巣にかけては、^{うみこんごう}海金剛と呼ばれ、硬くて規則的な割れ目が発達する流紋岩からなる断崖・絶壁が特徴的で雄壮な景観を呈している。</p> <p>串本から那智勝浦にかけては、田辺層群と同じく、牟婁層群を不整合に覆う前弧海盆堆積体の熊野層群が、それより北側には、その後に形成された熊野酸性火成岩類が分布する。熊野層群には、泥火山や泥ダイアピルがみられ、メタンハイドレードに関係する地質構造として注目を集めている。串本町の奇勝、^{はしぐいいわ}橋杭岩は、熊野層群に貫入した石英斑岩の岩脈が周囲の熊野層群に比べ浸食が遅いため直線状に残ったもので、海食台に高さ10m程度の岩が、約900mにわたって橋杭状に並んでいる。熊野酸性火成岩類は、那智山地域や熊野川地域に特徴的に見られるが、本地域（和歌山県海岸地域）にはあまり分布しておらず、^{うぶい}宇久井半島の柱状節理や、^{おおくじ}大狗子半島、高野坂等で確認ができる。</p> <p>イ 植生</p> <p>本地域は、ほとんどが海岸部であり、植生はウバメガシやコジイ、アラカシ等を主とする常緑の二次林が多くみられる。</p> <p>熊野灘側の自然林は、スダジイ、タブノキ、ヤブツバキ、ヤマモモ、モチノキ等の照葉樹からなり、^{めさめやま}目覚山、^{くろしま}九龍島、紀伊大島等の島しょや急崖地等によく見られる。また、この地域は黒潮の影響を受け、暖地性のラン、シダがよく繁茂し、北限とされるユノミネシダのほか、環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類のオオタニワタリ、ハチジョウシダ、グンバイヒルガオ、ハマオモト、ノアサガオ等の暖地性植物が海岸地域等に生育する。</p>	

変更後	変更前
<p>枯木灘側の自然林は、シイ、タブノキの他、イヌマキ、ホルトノキ、イブキ等の照葉樹からなり、稲積島、江須崎、沖ノ黒島等によく見られる。下層にはハカマカズラ等のツル植物やオオタニワタリ等の希少なシダ植物がみられる。</p> <p>南部湾に浮かぶ鹿島のタブノキ林、田辺湾に浮かぶ神島のムクノキ・バクチノキ林をはじめ島しょ部には自然林がよく残されている。また、白浜町権現崎の熊野三所神社には、珍しいホルトノキ・タブノキ林が残存している。これらは海岸性の暖地性植物群落の特徴をよく表しており、紀南の自然植生景観として非常に貴重である。</p> <p>一方、内陸部のひき岩群や奇絶峡はスギ・ヒノキ植林地が少なく、シイ・カシ二次林、ウバメガシ二次林が多くを占めている。ひき岩群や奇絶峡には暖地性植物やイブキシモツケなどの希少な植物もみられ、自然性は比較的高い。</p> <p>ウ 野生生物</p> <p>本地域は、日本の中でも有数のアカウミガメの産卵地として知られ、規模の大きな産卵地として県の天然記念物にも指定されている千里の浜のほか、熊野川河口の三重県の七里御浜から続く王子ヶ浜や、太田川河口の下里大浜、日置川河口の日置大浜・志原海岸なども産卵地として知られ、保全活動が行われている。</p> <p>また、鳥類も豊富で、世界的に個体数が少なく環境省レッドリストで絶滅危惧 I B 類のウチヤマセンニュウは、夏に繁殖のため本地域の沿岸部にも飛来し、中でも、天敵の入りにくい陸地から離れた小島である孔島、沖ノ黒島、陸ノ黒島、三崎や、田辺湾に浮かぶ神島、島島、鹿島などが繁殖地として知られている。他にも、沖ノ黒島及び陸ノ黒島では、アマツバメ</p>	

変更後	変更前
<p>の繁殖が確認され、円月島では、クロサギの繁殖が確認されている。また、天神崎の磯ではクロトウゾクカモメ、シロハラトウゾクカモメ、ヨーロッパトウネン、ヒメウズラシギ、コオバシギ、オバシギ等の渡り鳥が記録され、千里の浜は、遠海性のカモであるシノリガモや、県下で唯一ニシセグロカモメ等の鳥類の記録がある。</p> <p>魚類では、森浦湾と繋がるゆかし潟で、汽水湖ならではのオオウナギやハゼ類などが豊富である。</p> <p>両生類では、天神崎、鳥ノ巣半島、ひき岩群で、環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類のカスミサンショウウオの生息が確認されている他、ひき岩群でヤマアカガエルが記録されている。</p> <p>ほ乳類では、千畳敷近くの海食洞が、ユビナガコウモリの近畿地方唯一の繁殖洞となっている。</p> <p>昆虫類では、江須崎や稲積島でアヤムネスジタマムシが記録されている他、江須崎でミカドアゲハやシダスケバモドキなどの希少な種が記録されている。また、ひき岩群では、クビアカモモブトホソカミキリ、ハネナガイナゴ等も記録されている。</p> <p>一方、海域では、高温多雨な気候と豊かな森を源とする多数の河川に含まれる森からの栄養分と、深海からの湧昇流に含まれる豊富な栄養塩類がプランクトンを増やし、暖かな黒潮が陸地近くを流れる恩恵を受け、シラスをはじめサンマやアジなどの小型魚や、イセエビやアワビなどの魚貝藻類や定着性動物の他、マグロやカツオなどの大型魚類も豊富で、クジラ類も多く確認されている。</p> <p>本地域は、本州最南端の潮岬を分岐点として、西側の海域では、潮岬があることにより暖かな黒潮の海流が滞留し、黒潮の影響をより強く受けるサンゴや熱帯魚が生息する暖かな海の特徴が確認できる一方、東側の海域</p>	

変更後	変更前
<p>では、北側に移行するほど黒潮の影響が弱まり、藻場などの北方系の海の特徴が確認でき、ごく至近距離で特徴の違う海中景観が観察できるのも特徴である。</p> <p>潮岬より西側の海域では、世界最北のテーブルサンゴ群集が形成され、サンゴを中心とした生態系が形成されている世界最北の海域となっている。特筆すべき海域を挙げると、みなべ湾沖のショウガセは、日本固有種で当地がタイプ産地であるオオカワリギンチャクの国内最大群生地であり、他にもウミカラマツやオドリカラマツなどの大型刺胞動物も豊かである。天神崎周辺は、東アジア海域固有種で種の存続が危惧される希少なエダミドリイシが群生し、健全に維持されている。沖島周辺は、クシハダミドリイシをはじめとする大型のテーブルサンゴの密度が高く、サンゴイソギンチャクが特に多く群生し、熱帯魚の種の多様性も含め、生物多様性が著しく高い海域となっている。四双島周辺では、日本固有種のニホンミドリイシが優占し、大型から小型个体までが見られ、安定性の高い理想的なサンゴ群集が維持されているが、近年ではヒメシロレイシガイダマシやオニヒトデの食害が見られ、保全の必要性が高い。</p> <p>串本周辺海域は、昭和 45 年に日本初の海中公園地区（現・海域公園地区）に指定され、その後、ラムサール条約湿地に登録された区域を中心に、国内最大級のクシハダミドリイシの群生や大規模なサンゴ岩堆積地形、マイクロアトールが観察でき、亜熱帯性海域を代表する藻類群集、希少なオオナガレハナサンゴの国内最大群生地等が分布している。また、それら以外の区域でも、スギノキミドリイシの本州最大の高密度群生地や、サオトメシコロサンゴ、サザナミサンゴ、センベイアナサンゴ、ヒラニオウミドリイシの本州最大の群生地の他、クシハダミドリイシの国内最東端に位置する群生地などが分布し、学術的にも景観的にも非常に重要な海域となっ</p>	

変更後	変更前
<p>ている。他にも、^{みょうがじま}苗我島周辺は、ウミシダ類やウミトサカ類、ヤギ類、ウミカラマツ類などのソフトコーラル及び刺胞動物群集の重要な生息地となっている。</p> <p>潮岬より東側で特筆すべき海域として、玉ノ浦は、タバネサンゴ群落の太平洋岸における最大級の高被度群生域であり、高緯度海域でのサンゴ礁形成の手がかりになり得る生物学上も地質学上も大変重要な群落が安定的に存在している。</p> <p>エ 自然現象</p> <p>本地域は温泉が豊富で、白浜、椿、勝浦、湯川等は古くから湯治場として利用されており、現在でも、温泉を目的とした利用が盛んに行われている。なお、本地域の温泉の成因は、火山活動に因るものではなく、海洋プレートが大陸プレートに沈み込むことに起因すると考えられている。</p> <p>また、熊野灘に面する串本町田原では、底冷えのする冬の早朝、海に注ぐ田原川の上流で放射冷却により発生した霧が、暖かい海に流れ込み濃霧となって海面を覆う海霧が見られ、朝日に照らされ黄金色に輝く光景が見られる。また、白浜町の円月島の夕陽や、すさみ町の夫婦波など、海岸部ならではの自然現象が多く見られる。</p> <p>また、橋杭岩の津波石をはじめ、南海トラフに起因する過去の大地震や大津波の痕跡が各地に残されている。</p> <p>オ 人文景観</p> <p>本公園は、中世から近世にかけて栄えた熊野信仰や修験道の聖地として知られる区域を含み、これらに関わる史跡なども多く見られる。</p> <p>本地域には、熊野信仰の参詣道・熊野古道である中辺路や大辺路が通り、</p>	

変更後	変更前
<p>中辺路の高野坂や大辺路の長井坂など、保存状態が良い場所については、世界遺産にも登録されている。また、那智山ともゆかりが深く、補陀洛山寺<small>ふだらくさんじ</small>の開祖である裸形上人<small>らぎょうしやうにん</small>が流れ着き、その後、補陀洛渡海の舞台ともなった那智の浜や那智湾などもあり、熊野信仰と密接な関わりがある地域となっている。</p> <p>また、産業と結びついた景観としては、隆起した海岸段丘の高台、沈水海岸の天然の入り江、クジラが回遊する深い海が陸地近くまで迫っていた地形的要因により古式捕鯨発祥の地となった太地をはじめ、古座<small>こざ</small>、三輪崎<small>みわきまき</small>などを中心に近世初めから近海捕鯨が盛んに行われ、岬部等に山見と呼ばれる見張り場や狼煙場などの遺跡が残され、鯨油を使った日本初の灯明台等の遺跡が復元されている。今なお、漁業は、本地域の主要な産業であり、入り江ごとにある漁港や漁村、荒船海岸に代表される岩礁海岸の漁師小屋や海士<small>あま</small>小屋、また海上の定置網や養殖筏などは、本地域の海岸景観を特徴づける重要な構成要素である。</p> <p>この他、本地域の海上交通の要地としての重要度は古来より高く、黒潮による文化や漁法の伝播をはじめ、複雑な海岸線や小島の海食洞などには熊野水軍などの物語も多い。近代になり、江戸条約に基づき建設された檜野崎灯台や潮岬灯台に加え、梶取崎灯台<small>かじとりざき</small>は日本の灯台 50 選にも選ばれ、重要な景観要素となっている。</p> <p>なお、南方熊楠<small>みなかたくなぐす</small>の神社合祀反対運動により守られた神島や、京都大学瀬戸臨海実験所の時岡隆をはじめとした島島の保全やモニタリング調査、外山八郎をはじめとする天神崎を大切に作る会によるナショナル・トラスト運動により保全され、保全活動が続けられている天神崎など、多くの先人達の偉業により守り受け継がれてきた自然と精神性は、本公園の重要な資質となっている。</p>	

変更後						変更前					
(2) 利用の現況											
ア 本地域に係る主要観光地別観光客推計は、次の通りである（平成25年）。											
観光地区名 (単位：人)		観光客総数		うち宿泊客		観光客総数		うち宿泊客			
		平成25年	前年比	平成25年	前年比	平成25年	前年比	平成25年	前年比	平成25年	前年比
田辺・中辺路・百間山・みなべ	観光客計	2,238,258	104.80%	356,900	111.82%						
	うち外国人			40,607	201.28%						
白浜温泉・椿温泉	観光客計	3,148,219	103.66%	1,946,709	106.95%						
	うち外国人			58,401	200.53%						
枯木灘	観光客計	369,742	94.09%	65,263	99.20%						
	うち外国人			259	364.79%						
串本	観光客計	1,166,208	108.08%	251,813	88.14%						
	うち外国人			7,228	289.47%						
勝浦温泉・湯川温泉	観光客計	1,656,025	108.39%	745,418	109.72%						
	うち外国人			24,722	196.91%						
新宮・瀨峡	観光客計	1,270,824	122.92%	107,283	105.47%						
	うち外国人			1,052	136.98%						
合計	観光客計	9,849,276	106.98%	3,473,386	106.16%						
	うち外国人			132,269	202.90%						
観光客動態調査報告書（平成25年 和歌山県商工観光労働部観光局）より引用、再計算											
観光地区名 (単位：人)		うち日帰客									
		平成25年	前年比	平成25年	前年比	平成25年	前年比	平成25年	前年比	平成25年	前年比

変更後				変更前		
田辺・中辺路・百間山・みなべ (続き)	観光客計	1,881,358	103.57%			
	うち外国人					
白浜温泉・椿温泉 (続き)	観光客計	1,201,510	98.73%			
	うち外国人					
枯木灘 (続き)	観光客計	304,479	93.07%			
	うち外国人					
串本 (続き)	観光客計	914,395	115.26%			
	うち外国人					
勝浦温泉・湯川温泉 (続き)	観光客計	910,607	107.33%			
	うち外国人					
新宮・瀬峡 (続き)	観光客計	1,163,541	124.82%			
	うち外国人					
合計 (続き)	観光客計	6,375,890	107.44%			
	うち外国人					
観光客動態調査報告書（平成25年 和歌山県商工観光労働部観光局）より引用、再計算						
イ 本地域に関する市町別観光客推計は、次の通りである（平成25年）。						
市町村名 (単位：人)	観光客総数		うち宿泊客		うち日帰客	
	平成25年	前年比	平成25年	前年比	平成25年	前年比
みなべ町	637,949	100.04%	164,744	111.99%	473,205	96.46%
田辺市	3,618,077	108.80%	362,870	109.36%	3,255,207	108.73%
白浜町	3,299,120	102.45%	1,968,574	106.88%	1,330,546	96.52%
すさみ町	218,841	104.31%	43,398	98.32%	175,443	105.91%
新宮市	1,270,824	122.92%	107,283	105.47%	1,163,541	124.82%

変更後							変更前						
那智勝浦町	1,355,550	109.40%	697,302	109.79%	658,248	108.99%							
太地町	255,078	104.04%	29,137	100.68%	225,941	104.49%							
串本町	1,211,605	107.93%	270,792	89.95%	940,813	114.51%							
合計	11,867,044	107.55%	3,644,100	106.19%	8,222,944	108.16%							
観光客動態調査報告書（平成25年 和歌山県商工観光労働部観光局）より引用、再計算													
平成25年の調査報告書から見ると、本地域に関係する市町の観光客数の合計は1千万人を超え、和歌山県内の観光客数の4割近くを占め、前年度比7%程度で微増傾向にある。特に、海外からの宿泊者数は倍増し13万人を越え、伸び率が顕著である。													
ウ 本地域に関係する市町別観光客の目的別推計は、次の通りである（平成25年）。													
市町村名 (単位:人、%)	海水浴・ 川泳ぎ	キャンプ	スポーツ・ゴル フ・ハイキング	釣り	花見								
みなべ町	18,328	30	20,993	10,422	45,053								
	3%	0%	3%	2%	7%								
田辺市	96,462	57,617	275,375	92,410	15,824								
	3%	2%	8%	3%	0%								
白浜町	636,051	2,372	40,321	74,838	32,023								
	19%	0%	1%	2%	1%								
すさみ町	11,121	0	12,105	22,190	725								
	5%	0%	6%	10%	0%								
新宮市	18,902	0	22,652	22,488	2,700								
	1%	0%	2%	2%	0%								
那智勝浦町	26,111	2,649	91,719	5,323	0								
	2%	0%	7%	0%	0%								

変更後						変更前					
太 地 町	19,092	0	22,740	4,500	2,250						
	7%	0%	9%	2%	1%						
串 本 町	23,807	29,202	81,656	107,610	24,830						
	2%	2%	7%	9%	2%						
合 計	849,874	91,870	567,561	339,781	123,405						
	7%	1%	5%	3%	1%						
観光客動態調査報告書（平成 25 年 和歌山県商工観光労働部観光局）より引用、再計算											
市町村名 (単位:人、%)	観光農園	温泉・休養	祭	社寺参詣	潮干狩り	風景・ 自然鑑賞					
みなべ町 (続き)	332	89,982	27,004	27,977	283	25,801					
	0%	14%	4%	4%	0%	4%					
田 辺 市 (続き)	5,221	606,448	238,343	1,269,264	0	369,463					
	0%	17%	7%	35%	0%	10%					
白 浜 町 (続き)	6	1,861,687	4	0	0	193,548					
	0%	56%	0%	0%	0%	6%					
すさみ町 (続き)	0	60,986	22,450	0	0	54,089					
	0%	28%	10%	0%	0%	25%					
新 宮 市 (続き)	0	155,649	81,348	560,445	0	102,650					
	0%	12%	6%	44%	0%	8%					
那智勝浦町 (続き)	134	258,028	13,000	732,798	0	129,797					
	0%	19%	1%	54%	0%	10%					
太 地 町 (続き)	0	55,802	9,550	2,050	1,600	35,000					
	0%	22%	4%	1%	1%	14%					
串 本 町 (続き)	0	47,872	56,009	2,743	0	586,948					
	0%	4%	5%	0%	0%	48%					
合 計 (続き)	5,693	3,136,454	447,708	2,595,277	1,883	1,497,296					
	0%	26%	4%	22%	0%	13%					

変更後					変更前				
観光客動態調査報告書（平成 25 年 和歌山県商工観光労働部観光局）より引用、再計算									
市町村名 (単位:人、%)	観光施設	その他	合計	和歌山県全 域構成比率					
みなべ町	202,272	169,472	637,949	2.11%					
(続き)	32%	27%	100%						
田辺市	572,271	19,379	3,618,077	11.97%					
(続き)	16%	1%	100%						
白浜町	405,884	52,386	3,299,120	10.92%					
(続き)	12%	2%	100%						
すさみ町	35,175	0	218,841	0.72%					
(続き)	16%	0%	100%						
新宮市	280,413	23,577	1,270,824	4.21%					
(続き)	22%	2%	100%						
那智勝浦町	255	95,736	1,355,550	4.49%					
(続き)	0%	7%	100%						
太地町	102,494	0	255,078	0.84%					
(続き)	40%	0%	100%						
串本町	140,574	110,354	1,211,605	4.01%					
(続き)	12%	9%	100%						
合計	1,739,338	470,904	11,867,044	39.28%					
(続き)	15%	4%	100%						
観光客動態調査報告書（平成 25 年 和歌山県商工観光労働部観光局）より引用、再計算									
<p>利用の目的は、市町により多少の違いはあるものの、本地域全体で見ると、温泉・休養、社寺参詣、観光施設利用、風景・自然鑑賞などが大部分を占める。地域性のあるものとして、白浜町では海水浴、串本町やすさみ町では釣りの目的が高いのが特徴となっている。</p>									

変更後	変更前
<p>本地域は、美しく変化に富んだ海域の他、海食崖、海食台、砂浜などの多様な海岸景観を有し、公園区域に平行して走る国道 42 号線を利用した風景観賞や自然探勝、釣り、グラスボートによる海中景観の観賞、紀の松島巡りなどの遊覧船観光などの利用が、年間を通して行われている。夏期には、キャンプ利用や海水浴利用、ダイビング、スノーケリング、サーフィン、シーカヤックなどのマリンスポーツや磯遊びなどの利用が多い。</p> <p>古くから、白浜、椿、勝浦、湯川をはじめとする温泉地での保養や、港ごとに水揚げされる新鮮な魚介類を目当てにした味覚探訪などの利用も多くみられる。</p> <p>南方熊楠記念館・番所山公園（白浜町）やエビとカニの水族館（すさみ町）、串本海中公園センター（串本町）、くじらの博物館（太地町）など展示・体験施設の利用も多く、園地や歩道を利用した海岸景観、海岸植生、鳥類、ウミガメなどの自然観察等も行われている。</p> <p>また、千里王子、長井坂、王子ヶ浜・高野坂などの熊野古道歩きや、内陸部の奇絶峡の紅葉狩り、高尾山・竜神山の登山利用などがみられる。</p> <p>新しい利用形態としては、ホエールウォッチングや養殖まぐろの餌やり体験などの体験観光や、民泊と連携した教育旅行、世界遺産や南紀熊野ジオパークなどを中心としたガイドツアーなどがみられる。今後は、既存の利用形態と、こうしたエコツアーやジオツアーなどの着地型観光や森・川・海・人のつながりを感じられる自然体験活動などが有機的に結びついた利用形態を推進し、地域の自然や文化を守り育てながら観光資源としても活用する持続可能な地域振興を目指した取組が期待される。</p> <p>（3）社会経済的背景 ア 土地所有別</p>	

変更後				変更前			
<p>本地域（陸域）は、国有地 688ha、公有地 340ha、私有地 3,067haであり、私有地の公園全体に占める割合が大きい。</p> <p>イ 人口及び産業</p> <p>（ア）本地域に関する各市町の人口及び世帯数は次の通りである（平成 26 年 12 月 1 日現在）。</p>							
和歌山県	人 口（単位：人）			世帯数 （単位：戸）			
	総数	男	女				
みなべ町	12,783	6,049	6,734	4,438			
田辺市	75,962	35,730	40,232	32,911			
白浜町	21,647	10,028	11,619	9,616			
すさみ町	4,244	2,035	2,209	2,011			
新宮市	29,895	13,874	16,021	13,731			
那智勝浦町	15,911	7,272	8,639	7,470			
太地町	3,114	1,410	1,704	1,426			
串本町	16,901	7,921	8,980	8,025			
合 計	180,457	84,319	96,138	79,628			
和歌山県調査統計課の月毎の調査結果より引用							
<p>（イ）本地域に関する各市町の産業別人口は、次の通りである（平成 22 年 10 月 1 日現在）。</p>							
和歌山県	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		合 計
	人数	%	人数	%	人数	%	
みなべ町	2,834	39	1,508	21	2,956	40	7,314
田辺市	4,807	13	6,917	19	24,408	66	36,745
白浜町	653	7	1,728	17	7,639	76	10,045
すさみ町	248	13	392	20	1,276	66	1,920
新宮市	322	2	2,128	16	10,399	79	13,235

変更後								変更前									
那智勝浦町	458	6	983	14	5,779	80	7,248										
太地町	99	7	183	14	1,072	79	1,354										
串本町	602	9	883	13	5,432	78	6,968										
合計	10,701	12	16,381	18	64,352	69	92,646										

平成22年度国税調査より引用

本地域に関係する各市町の人口の合計は180,457人、世帯数の合計は79,628戸であるが、公園区域内の居住者は各市町とも少数である。本地域の地場産業としては、水産業や観光業が挙げられる。

水産業については、本地域全体を通して岩礁海岸が多いことから、イセエビ、アワビ、トコブシ、サザエなどの魚貝藻類や定着性動物が豊富である。田辺湾では、ヒロメやシラス、イサキなどが地域の特産品となっており、ヒロメなどは郷土料理にも欠かせない。すさみ町や串本町では、カツオの水揚げが多く、これらは、ケンケン漁という独特の漁法で獲られ、船上で直ちに活け締めにした上で血抜きをするなど徹底した品質管理が生んだブランドであり、すさみ町ではケンケン鰹、串本町ではしょらさん鰹という名前で売り出されている。他にも、すさみ町ではイカ漁、串本町ではマグロ漁やトビウオ漁、近大マグロの養殖なども盛んである。

古式捕鯨発祥の地である太地町では今でもクジラ漁が盛んであり、また那智勝浦町では生マグロの水揚げ高が日本一となっている。新宮市の熊野川河口の王子ヶ浜ではシラス漁も盛んである。また、熊野灘全域にわたり、サンマの漁獲量も高く、北海道・東北から南下し適度に油の抜けたサンマは、丸干しや寿司などの保存食には最適で、郷土料理には欠かせないものとなっている。こうして水揚げされた魚介類は、地域の加工業、飲食業、観光業にとっても大切な恵みとなっている。

変更後	変更前																										
<p>観光業については、温泉を中心とした宿泊施設や観光施設が多数有り、特に白浜町や那智勝浦町では大型宿泊施設が軒を連ねている。また、全域で、海産物や柑橘類、梅製品、めはり寿司・さんま寿司などの郷土食を提供する飲食店や土産物店などが多い他、観光船や遊漁船なども盛んである。紀伊半島西側のみなべ町から串本町にかけては、ダイビングショップなど、マリンスポーツ等のサービス業が数多く営まれている。近年は、体験型観光などで、水産業と観光業の融合や6次産業化も図られている。</p> <p>農業は、急峻な地形で平坦地が少ないことから稲作には向かず、水はけの良い海岸段丘上のなだらかな地形と温暖な気候を利用した梅、柑橘類、いちご、^{かき}花弁などの栽培が盛んである。また、熊野牛やすさみ町のイノブタ生産、暖地性海岸林のウバメガシを使用した備長炭の生産などが特徴的であり、これら農産品の加工品づくりも行われている。</p> <p>ウ 権利制限関係</p> <p>(ア) 保安林</p> <p>(国有林)</p> <table border="1" data-bbox="192 986 1088 1106"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>位置</th> <th>重複面積 (ha)</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防風</td> <td>和歌山県新宮市 地内</td> <td>11</td> <td>昭 58. 10. 17</td> </tr> <tr> <td>魚つき</td> <td>和歌山県新宮市 地内</td> <td>3</td> <td>大 14. 10. 9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(民有林)</p> <table border="1" data-bbox="192 1201 1088 1407"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>位置</th> <th>重複面積 (ha)</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">土砂流出防備</td> <td>和歌山県田辺市 地内</td> <td>82</td> <td>昭 42. 12. 28、 昭 43. 6. 14</td> </tr> <tr> <td>和歌山県東牟婁郡太地町 地内</td> <td>1</td> <td>平 6. 9. 22</td> </tr> <tr> <td>和歌山県東牟婁郡串本町</td> <td>5</td> <td>昭 63. 1. 20、</td> </tr> </tbody> </table>	種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日	防風	和歌山県新宮市 地内	11	昭 58. 10. 17	魚つき	和歌山県新宮市 地内	3	大 14. 10. 9	種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日	土砂流出防備	和歌山県田辺市 地内	82	昭 42. 12. 28、 昭 43. 6. 14	和歌山県東牟婁郡太地町 地内	1	平 6. 9. 22	和歌山県東牟婁郡串本町	5	昭 63. 1. 20、	
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日																								
防風	和歌山県新宮市 地内	11	昭 58. 10. 17																								
魚つき	和歌山県新宮市 地内	3	大 14. 10. 9																								
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日																								
土砂流出防備	和歌山県田辺市 地内	82	昭 42. 12. 28、 昭 43. 6. 14																								
	和歌山県東牟婁郡太地町 地内	1	平 6. 9. 22																								
	和歌山県東牟婁郡串本町	5	昭 63. 1. 20、																								

変更後				変更前			
	地内		平 22. 6. 11				
土砂崩壊防備	和歌山県東牟婁郡串本町 地内	2	平 16. 1. 6				
防風	和歌山県新宮市 地内	1	昭 45. 7. 8				
潮害防備	和歌山県西牟婁郡白浜町 地内	5	平 8. 6. 28				
	和歌山県東牟婁郡那智勝 浦町地内	1	昭 14. 3. 29、 昭 14. 6. 14				
	和歌山県東牟婁郡太地町 地内	1	明 37. 9. 19				
	和歌山県東牟婁郡串本町 地内	7	昭 25. 12. 23、 昭 49. 2. 21、 昭 58. 6. 2				
魚つき	和歌山県田辺市 地内	5	大 2. 11. 19、 明 45. 5. 3				
	和歌山県西牟婁郡白浜町 地内	21	昭 25. 12. 23、 昭 3. 4. 19、 大 2. 11. 19				
	和歌山県西牟婁郡すさみ 町地内	14	大 2. 11. 19、 大 2. 12. 27、 大 3. 4. 12				
	和歌山県東牟婁郡那智勝 浦町地内	20	大 2. 11. 19、 明 37. 9. 7				
	和歌山県東牟婁郡太地町 地内	12	大 2. 11. 19、 明 30. 12. 27				
	和歌山県東牟婁郡串本町 地内	67	大 2. 11. 19、 明 30. 12. 27				
保健	和歌山県田辺市 地内	378	昭 55. 1. 10、 昭 57. 5. 15				
	和歌山県東牟婁郡串本町 地内	9	昭 58. 6. 2				
風致	和歌山県田辺市 地内	1	明 30. 12. 27				
	和歌山県新宮市 地内	1	明 31. 1. 1				
	和歌山県西牟婁郡白浜町 地内	3	明 30. 12. 27				

変更後				変更前			
	和歌山県西牟婁郡すさみ町地内	6	明 30. 12. 27				
	和歌山県東牟婁郡串本町地内	1	明 30. 12. 27				
(イ) 鳥獣保護区 (県指定)							
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日				
田辺鳥獣保護区	和歌山県田辺市地内	133	平元. 10. 27				
新宮鳥獣保護区	和歌山県新宮市地内	70	昭 58. 10. 22				
新宮・三佐木鳥獣保護区	和歌山県新宮市地内	344	平 17. 11. 1				
権現平鳥獣保護区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	101	昭 63. 10. 20				
椿鳥獣保護区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	16	昭 60. 10. 29				
白浜鳥獣保護区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	408	昭 59. 10. 30				
稲積鳥獣保護区	和歌山県西牟婁郡すさみ町地内	5	昭 47. 10. 31				
江須崎鳥獣保護区	和歌山県西牟婁郡すさみ町地内	10	昭 47. 10. 31				
周参見湾鳥獣保護区	和歌山県西牟婁郡すさみ町地内	68	昭 63. 10. 20				
ゆかし瀉鳥獣保護区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	11	平 21. 10. 16				
夏山鳥獣保護区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町、 和歌山県東牟婁郡太地町地内	305	昭 41. 10. 27				
与根河鳥獣保護区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町、 和歌山県東牟婁郡太地町	31	昭 60. 10. 29				

変更後				変更前			
	地内						
太地鳥獣保護区	和歌山県東牟婁郡太地町地内	107	昭 60. 10. 29				
大島鳥獣保護区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	5	平元. 10. 27				
潮岬鳥獣保護区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	10	平 2. 10. 30				
(ウ) 史跡名勝天然記念物							
区分	名称	位置	指定年月日				
国指定史跡	熊野参詣道	和歌山県新宮市地内、 和歌山県西牟婁郡すさみ町地内、 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	平 12. 11. 2 平 14. 12. 19 分離、 追加、名称変更 平 24. 1. 24 追加				
県指定史跡	千里王子跡	和歌山県日高郡みなべ町地内	昭 33. 4. 1				
	火雨塚古墳	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	昭 47. 4. 13				
	トルコ軍艦遭難者墓地	和歌山県東牟婁郡串本町地内	昭 34. 1. 8				
国指定名勝	円月島（高嶋）及び千畳敷	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	平 22. 8. 5 平 23. 9. 21 追加				
	橋杭岩	和歌山県東牟婁郡串本町地内	大 13. 12. 9 昭 10. 5. 15 追加				
県指定名勝	蟾蜍岩	和歌山県田辺市地内	昭 33. 4. 1				
	千里の浜	和歌山県日高郡みなべ町地内	昭 39. 7. 20				
	潮岬	和歌山県東牟婁郡串本町地内	昭 34. 1. 8				
国指定天然記念物	神島	和歌山県田辺市地内	昭 10. 12. 24				
	鳥巢半島の泥岩岩脈	和歌山県田辺市地内	昭 11. 9. 3				

変更後				変更前
	白浜の泥岩岩脈	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	昭 6. 2. 20 昭 15. 8. 30 名称変更	
	白浜の化石漣痕	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	昭 6. 2. 20 昭 15. 8. 30 名称変更	
	江須崎暖地性植物群落	和歌山県西牟婁郡すさみ町地内	昭 28. 11. 14	
	稲積島暖地性植物群落	和歌山県西牟婁郡すさみ町地内	昭 46. 3. 1	
	橋杭岩	和歌山県東牟婁郡串本町地内	大 13. 12. 9 昭 10. 5. 15 追加	
県指定天然記念物	龍神宮のウバメガン	和歌山県田辺市地内	平 20. 6. 24	
	千里の浜	和歌山県日高郡みなべ町地内	昭 39. 7. 20	
	熊野三所神社の社叢	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	昭 47. 4. 13	
	みなべ町沖のオオカワリギンチャク生息地	和歌山県日高郡みなべ町堺沖	平 27. 1. 15	
(エ) 海岸保全区域 (県管理分)				
種類	地区名	位置	重複延長 (km)	指定年月日
国土交通省 (河川局) 所管	田辺海岸鳥ノ巣地区	和歌山県田辺市地内	0. 7	昭 34. 1. 17、 昭 37. 7. 26
	田辺海岸内の浦地区	和歌山県田辺市地内	0. 1	昭 33. 4. 1
	田辺海岸芳養地区	和歌山県田辺市地内	0. 9	昭 33. 4. 1
	田辺海岸元町・芳養地区	和歌山県田辺市地内	1. 2	昭 33. 4. 1、 昭 38. 9. 12
	池田港海岸下	和歌山県新宮市地	0. 6	不明

変更後					変更前				
	熊野地区	内							
	新宮海岸新宮・三輪崎地区	和歌山県新宮市地内	2.5	昭32.9.26					
	南部海岸埴田地区	和歌山県日高郡みなべ町地内	0.5	昭33.4.1					
	白浜海岸立ヶ谷地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0.6	昭33.4.1、昭46.6.15					
	白浜海岸網不知地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0.8	昭33.4.1、昭47.1.13					
	白浜海岸江津良地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0.9	昭33.4.1					
	白浜海岸白浜地区①	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	1.5	昭37.7.19					
	白浜海岸瀬戸地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	1.0	昭33.4.1					
	白浜海岸白浜地区②	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	1.3	昭34.3.31					
	白浜海岸湯崎地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0.2	昭42.8.24					
	白浜海岸堅田地区①	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0.5	昭37.7.19					
	白浜海岸畑崎地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	1.3	昭33.4.1					
	白浜海岸堅田地区②	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	1.2	昭37.7.19					
	日置川海岸日置地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	2.0	昭32.9.26、平16.3.19					
	白浜海岸中大浜地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	1.1	昭32.7.6					
	白浜海岸椿地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0.3	昭39.3.17					
	白浜海岸伊勢ヶ谷地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0.3	昭39.3.17					
	すさみ海岸見老津地区	和歌山県西牟婁郡すさみ町地内	0.6	昭34.3.31					
	すさみ海岸口	和歌山県西牟婁郡	0.6	昭34.3.31					

変更後					変更前				
	和深地区	すさみ町地内							
	すさみ海岸江住地区①	和歌山県西牟婁郡すさみ町地内	0.8	昭34.3.31					
	すさみ海岸江住地区②	和歌山県西牟婁郡すさみ町地内	1.0	昭37.4.24					
	すさみ海岸すさみ地区①	和歌山県西牟婁郡すさみ町地内	1.1	昭34.3.31					
	すさみ海岸すさみ地区②	和歌山県西牟婁郡すさみ町地内	0.8	昭34.3.31					
	すさみ海岸すさみ地区③	和歌山県西牟婁郡すさみ町地内	0.5	昭34.3.31					
	すさみ海岸里野地区	和歌山県西牟婁郡すさみ町地内	0.6	昭34.3.31					
	那智勝浦海岸宇久井地区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	0.7	昭34.3.31					
	那智勝浦海岸下里地区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	0.3	昭37.4.28					
	下里海岸下里地区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	2.3	昭33.4.1					
	那智勝浦海岸天満・浜の宮地区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	2.2	平16.3.30					
	那智勝浦海岸二河地区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	0.4	昭48.2.6					
	那智勝浦海岸浜ノ宮・狗子ノ川地区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	1.0	昭34.3.31					
	下里海岸粉白地区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	0.7	昭34.3.31					
	太地海岸森浦地区	和歌山県東牟婁郡太地町地内	1.7	昭34.3.31					
	太地海岸太地地区①	和歌山県東牟婁郡太地町地内	0.2	昭42.8.24					
	太地海岸太地地区②	和歌山県東牟婁郡太地町地内	1.0	昭34.3.31					
	串本海岸和深	和歌山県東牟婁郡	0.7	昭34.3.31					

変更後					変更前				
	地区	串本町地内							
	古座海岸伊串・西向地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	0.9	平 23. 1. 14					
	串本海岸串本地区①	和歌山県東牟婁郡串本町地内	0.6	昭 34. 3. 31					
	串本海岸串本地区②	和歌山県東牟婁郡串本町地内	0.5	平 19. 4. 3					
	古座海岸古座地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	0.5	昭 34. 3. 31					
	串本海岸出雲地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	0.8	平 19. 4. 3					
	串本海岸串本・鬮野川地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	2.0	昭 33. 4. 1、 平 19. 4. 3					
	古座海岸津荷地区①	和歌山県東牟婁郡串本町地内	0.6	昭 34. 3. 31					
	古座海岸津荷地区②	和歌山県東牟婁郡串本町地内	1.5	昭 34. 3. 31					
	古座海岸田原地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	0.5	昭 34. 3. 31					
	古座海岸荒船地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	2.9	昭 34. 3. 31					
	串本海岸田子・江田地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	3.1	昭 34. 3. 31、 平 15. 2. 25					
	串本海岸田並地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	0.5	昭 34. 3. 31、 平 16. 9. 17					
	串本海岸高富・有田地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	2.3	昭 33. 4. 1、 昭 47. 4. 18					
	串本海岸二色地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	1.0	昭 34. 3. 31					
	古座海岸姫地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	0.6	昭 34. 3. 31					
	串本海岸和深地区①	和歌山県東牟婁郡串本町地内	1.0	昭 34. 3. 31					
	串本海岸和深地区②	和歌山県東牟婁郡串本町地内	0.3	昭 34. 3. 31					
国土交通省	新宮港海岸佐	和歌山県新宮市地	1.2	平元. 12. 26、					

変更後					変更前				
(港湾局) 所管	野・三輪崎地区	内		平 9. 2. 21					
	新宮港海岸宇久井地区	和歌山県新宮市地内	2. 4	平 7. 3. 7					
	日置港海岸日置地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	2. 2	昭 55. 12. 13、 平元. 12. 26、 平 3. 7. 2					
	宇久井港海岸宇久井地区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	1. 5	昭 45. 4. 25					
	浦神港海岸浦神地区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	0. 3	平 5. 10. 12					
	袋港海岸串本二色地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	1. 7	昭 45. 3. 19					
	古座港海岸古座地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	0. 3	昭 61. 6. 28					
	古座港海岸西向地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	1. 2	昭 34. 1. 17					
	大島港海岸大島地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	1. 3	昭 40. 7. 15					
農林水産省 (水産庁) 所管	田辺漁港海岸天神崎地区	和歌山県田辺市地内	0. 1	平 21. 12. 25					
	串本漁港海岸串本地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	1. 2	平 19. 4. 3					
	下田原漁港海岸下田原地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	1. 3	平 2. 9. 21					
農林水産省 (農村振興局) 所管	新庄海岸滝内地区	和歌山県田辺市地内	2. 0	昭 33. 4. 1					
	新庄海岸鳥の巣地区	和歌山県田辺市地内	1. 6	昭 37. 10. 9					
	新庄海岸鳥の巣西地区	和歌山県田辺市地内	0. 6	不明					
	堅田海岸尺波地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0. 2	昭 33. 4. 1					
	日置海岸穴の海地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0. 1	昭 37. 10. 9					
	日置海岸口吸地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0. 3	昭 37. 10. 9					

変更後					変更前				
	日置海岸笠浦地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0.2	昭40.7.17					
	白浜海岸対の浦地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0.3	昭37.10.9					
	すさみ海岸見老津地区	和歌山県西牟婁郡すさみ町地内	0.2	昭37.10.9					
(オ) 海岸保全区域 (市町管理分)									
	種類	地区名	位置	重複延長(km)	指定年月日				
農林水産省 (水産庁) 所管		内の浦漁港海岸内の浦地区	和歌山県田辺市地内	2.9	不明				
		三輪崎漁港海岸三輪崎地区	和歌山県新宮市地内	1.2	平2.12.4				
		大目津漁港海岸大目津地区	和歌山県日高郡みなべ町地内	0.3	平17.5.17				
		南部漁港海岸南部地区	和歌山県日高郡みなべ町地内	2.4	昭39.10.15				
		綱不知漁港海岸綱不知地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0.2	昭40.1.19				
		湯崎漁港海岸湯崎地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0.5	昭42.1.21				
		鴨居漁港海岸鴨居地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0.3	昭42.1.21				
		伊古木漁港海岸伊古木地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0.5	平16.3.30				
		市江漁港海岸市江地区	和歌山県西牟婁郡白浜町地内	0.3	平25.5.31				
		宇久井漁港海岸宇久井地区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	0.5	平16.5.21				
		那智漁港海岸那智地区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	1.1	平17.4.12				
		太地漁港海岸太地地区	和歌山県東牟婁郡太地町地内	0.3	昭41.4.5				
		安指漁港海岸安指地区	和歌山県東牟婁郡串本町地内	0.2	不明				

変更後					変更前				
	伊串漁港海岸 伊串地区	和歌山県東牟婁郡 串本町地内	0.1	不明					
	檜野漁港海岸 檜野地区	和歌山県東牟婁郡 串本町地内	0.2	不明					
	出雲漁港海岸 出雲地区	和歌山県東牟婁郡 串本町地内	0.3	不明					
	須江漁港海岸 須江地区	和歌山県東牟婁郡 串本町地内	0.3	不明					
	津荷漁港海岸 津荷地区	和歌山県東牟婁郡 串本町地内	0.6	不明					
	姫漁港海岸 姫地区	和歌山県東牟婁郡 串本町地内	0.7	不明					
(カ) 都市公園・風致地区									
区分	名称	位置	重複面積 (ha)	指定年月日					
都市計画 公園	いそぎ公園	和歌山県西牟婁郡白浜町 地内	8	昭41.7.23					
	阪田公園	和歌山県西牟婁郡白浜町 地内	2	昭53.7.4					
	南湯崎公園	和歌山県西牟婁郡白浜町 地内	15	昭41.7.23					
	白浜海岸公園	和歌山県西牟婁郡白浜町 地内	5	平2.3.6					
	番所山公園	和歌山県西牟婁郡白浜町 地内	5	昭41.7.23					
	那智勝浦海 浜公園	和歌山県東牟婁郡那智勝 浦町地内	5	昭61.7.12					
風致地区	千畳敷・三段	和歌山県西牟婁郡白浜町 地内	24	昭49.11.26					
	白良浜	和歌山県西牟婁郡白浜町 地内	5	昭49.11.26					

変更後					変更前
	島島	和歌山県西牟婁郡白浜町 地内	3	昭 49. 11. 26	
	臨海	和歌山県西牟婁郡白浜町 地内	22	昭 49. 11. 26	

4 変更する公園区域

吉野熊野国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表3：公園区域(陸域)変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	和歌山県田辺市 秋津川、稲成町、上秋津、新庄町、天神崎及び目良の各一部	和歌山県みなべ町千里の浜から串本町田の崎に至る海岸を中心とした地域は、隆起や沈降といった地殻変動や海水準変動、浸食作用により海岸段丘や入り江、多島海景観など多様な海岸地形が形成され、地質や環境の違いなどを反映して海食崖や海食洞、海食台、岩礁、礫浜、砂浜、干潟などが発達し、変化に富んだ海岸景観を呈している。また、フェニックス褶曲など、海洋プレートが大陸プレートに沈み込む場所で起きる特徴的な地質現象を見ることができる場所が点在し、学術的にも高く評価されている。植生では、ウバメガシやシイ、タブノキ、ホルトノキなどの照葉樹林に下層のハカマカツラや希少なオオタニワタリなどが生育し、暖地性植物群落の特徴を良く表している。動物では、アカウミガメの重要な産卵地や希少なウチヤマセンニュウなどの繁殖地、カスミサンショウウオなどの生息地も点在している。風景鑑賞や自然探勝等のレクリエーションの場としても重要であることから、既存の公園区域と一体的に風致の維持を図るとともに適正な利用を推進するため、公園区域に編入する。	1,880 (国 336 公 79 私 1,465)
		和歌山県日高郡みなべ町 気佐藤、北道、芝、埴田、東岩代、南道及び山内の各一部		
		和歌山県西牟婁郡白浜町 大字なし地域、才野、塩野、椿、富田、中及び日置の各一部		
		和歌山県西牟婁郡すさみ町 江住、江住江須之川、口和深、里野、周参見小泊、周参見下地、見老津及び和深川の各一部		
		和歌山県東牟婁郡串本町 安指、江田、田子、田並及び和深の各一部		
		和歌山県田辺市、日高郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、西牟婁郡すさみ町及び東牟婁郡串本町の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁を含む。		

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
2	削除	和歌山県新宮市 佐野の一部	港湾施設が拡張され、埋め立てが進み、風致維持の必要性が認められなくなったため。	△7 〔国 5〕 〔公 0〕 〔私 2〕
3	削除	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 大字市屋及び大字二河の各一部	屎尿処理施設が設置され、また高速道路の整備にかかる残土により造成が行われたことで、風致維持の必要性が認められなくなったため。	△21 〔国 0〕 〔公 2〕 〔私 19〕
4	削除	和歌山県東牟婁郡太地町 大字太地の一部	公園区域明確にするため、区域線を変更し、区域が縮小したため。	△1 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 1〕
5	削除	和歌山県東牟婁郡串本町 出雲、串本及び潮岬の各一部	宅地化・耕作地化が進み、風致維持の必要性が認められないことから、区域線を変更する。なお、今後の南海トラフ地震の津波対策にかかる高台移転の候補地ともなっている。	△5 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 5〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
			変更部分 面積計	1,846 〔国 331〕 〔公 77〕 〔私 1,438〕
			変更前 公園面積	2,249 〔国 357〕 〔公 263〕 〔私 1,629〕
			変更後 公園面積	4,095 〔国 688〕 〔公 340〕 〔私 3,067〕

(表4：公園区域（海域）変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
6	拡張	和歌山県田辺市、日高郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、西牟婁郡すさみ町及び東牟婁郡串本町の地先海面の一部	みなべ町千里の浜から串本町田の崎に至る沿岸海域は、黒潮の影響により、温帯域でありながら、天神崎周辺のエダミドリイシや沖島周辺や双島周辺のクシハダミドリイシ、四双島周辺のニホンミドリイシ、安指・田子周辺のスギノキミドリイシなどのサンゴ群集をはじめ、熱帯性の海洋生物が生息・生育し、ショウガセのオオカワリギンチャクなど、色鮮やかな海中景観が広がるとともに、岩礁、藻場などが分布する浅海域や干潟、礫浜、砂浜などの潮間帯を中心に、海洋の浄化能力に優れ、海洋生物の産卵や育成に欠かせない生息域(ナーサリーエリア)として、海洋の生態系や多様性、漁業生産性の根幹を支える重要な存在となっている。また、釣りや海水浴、ダイビング、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要であることから、既存の公園区域と一体的に海域の自然環境の保全及び適正な利用を推進するため、公園区域に編入する。	11,050
7	削除	和歌山県新宮市の地先海面の一部	埋め立てが進み、風致維持の必要性が認められなくなったため。	△29

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
			変更部分 面積計	11,021
			変更前 公園面積 (※)	20,743
			変更後 公園面積 (※)	31,764

41 ※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、吉野熊野国立公園全体の数値を示している。

第2 公園計画の変更

1 変更理由

吉野熊野国立公園和歌山県海岸地域の有する自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全と適正利用を図るとともに、海域の自然環境の保全及びその持続可能な利用を一層推進するため、公園区域及び公園計画の全体的な見直しを行うこととする。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表 5 : 基本方針の変更表)

変更後	変更前
<p>吉野熊野国立公園は、紀伊半島の中央部から南部にかけて、三重、奈良、和歌山の 3 県にまたがって位置し、「海洋プレートが大陸プレートに沈み込む場所で起きる特徴的な地質現象に起因する変化に富んだ山岳、河川、海岸の連続的かつ大規模な景観と、黒潮の影響も受けた海域の景観を特徴とし、これらの自然の中で育まれた熊野信仰や修験道などの山岳宗教やそれらと密接に関わる歴史文化に起因する文化景観を併せ持つ一体的な区域を有する公園」である。</p> <p>このうち、和歌山県海岸地域は、和歌山県みなべ町千里の浜から新宮市熊野川河口までの沿岸部を中心とし、本州最南端に位置する串本町潮岬、同町紀伊大島、及び田辺市内陸部に位置するひき岩群や奇絶峽等を含み、海岸線延長は約 368 kmとなる。隆起や沈降といった地殻変動や海水準変動、浸食作用によって、熊野灘や枯木灘の海岸段丘や入り江、田辺湾の多島海景観など多様な海岸地形が形成され、地質や環境の違いを反映して、海食崖、海食洞、海食台、岩礁、礫浜、砂浜、干潟などが発達し、変化に富んだ海岸景観を呈している。また、串本及びその西側の海域（枯木灘、田辺湾等）では、温帯域でありながら、黒潮の影響により、世界最北のテーブルサンゴ群集が形成されるとともに、熱帯性の海洋生物が生息・生育する色鮮やかな海中景観が広がっている。</p> <p>本地域の利用は、良好な海岸環境を活かした海水浴、磯遊び、釣り、ダイビング、スノーケリングなどの他、自然探勝、温泉利用などが中心となっている。また最近では、平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界文化遺産に登録されたのをはじめ、平成 26 年 8 月に南紀熊野ジオ</p>	<p>指定当初の指定書及び公園計画書が現存しないため、以下の項目はなし。 指定は昭和 11 年 2 月 1 日</p>

変更後	変更前
<p>パークが日本ジオパークに認定され、ガイドツアーなど地域の自然や文化などの資源を活かした取組が進められている。これらの動きも踏まえ、本地域では、地域の自然や文化を守り育てながら観光資源としても活用する持続可能な地域振興を目指し、従来からの利用形態と、エコツアーやジオツアーなどの着地型観光や自然体験活動などが有機的に結びついた利用形態を推進する。</p> <p>以上の自然的・社会的状況を踏まえつつ、風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。</p> <p>(1) 規制計画</p> <p>ア 保護規制計画</p> <p>(ア) 特別地域</p> <p>ア) 特別保護地区</p> <p>海岸部において、特異な地形・地質景観がみられる地域、自然植生が良好な状態で維持されている地域のうち、特に厳正に景観を保護する必要がある地域を特別保護地区とする。</p> <p>イ) 第1種特別地域</p> <p>砂浜・礫浜、海食崖、海食洞、海食台、岩礁などの特徴的な海岸地形がみられる地域、自然植生が維持され、動植物の生息・生育上も重要な地域のうち、現在の風致を極力保護することが必要な地域を第1種特別地域とする。</p> <p>ウ) 第2種特別地域</p> <p>自然海岸、海岸林、海域公園地区又は第1種特別地域に隣接する地域、</p>	

変更後	変更前
<p>その他利用上重要な地域のうち、現在の風致を維持することが必要な地域を第2種特別地域とする。</p> <p>エ) 第3種特別地域</p> <p>自然海岸に隣接する地域、二次林等のうち、本地域の風致を全体的に維持するために必要な地域で、農林漁業等との調整に配慮しつつ公園利用の促進を図ることが必要な地域、及び既に別荘地として利用されている地域を第3種特別地域とする。</p> <p>(ア) 特別地域は、国立公園の公園計画作成要領の特別地域の選定要件の「(ア) 優れた自然の状態を維持する必要がある地域」及び「(イ) 利用上重要な土地及びその周辺地で、適正な環境を保全する必要がある地域」に該当する。このうち、ア) 特別保護地区は、国立公園の公園計画作成要領の特別保護地区の選定要件の「d 地形、地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域」及び「e 優れた天然林の地域」に該当する。</p> <p>(イ) 海域公園地区</p> <p>藻場、干潟、岩礁域、サンゴ群集域等優れた海域景観を維持する必要がある海域を海域公園地区とする。</p> <p>これは、国立公園の公園計画作成要領の海域公園地区の選定要件の「(イ) サンゴ類の生息地、藻場、干潟、岩礁域等、優れた自然の状態を維持する必要がある地域」に該当する。</p> <p>(2) 事業計画</p>	

変更後	変更前
<p>ア 施設計画</p> <p>(ア) 保護施設計画 アカウミガメの産卵・孵化環境の保全や、カワウ等による植生の荒廃防止及び復元等の必要がある地域に計画を位置づける。</p> <p>(イ) 利用施設計画</p> <p>ア) 集団施設地区 国立公園全体の適切な保全と適正な利用の促進を図るため、本地域利用者への国立公園全体の情報収集・発信、自然とのふれあい促進等の拠点として集団施設地区を指定し、博物展示施設、園地、自然探勝歩道、駐車場、休憩所、宿舎等のうち必要なものについて、適切な整備方針等を定める。</p> <p>イ) 単独施設 海岸景観等の探勝のための施設など、利用状況や持続可能な地域振興への効果を踏まえ、公園利用に必要な施設や既に公園利用に供されている施設について、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、適切な種別の計画を位置づける。</p> <p>ウ) 道路（車道） 集団施設地区や園地等の利用拠点への到達路、興味地点をつなぐ路線等のうち、公園利用上必要な路線を位置づける。</p> <p>エ) 道路（歩道） 登山道や熊野古道など風景（自然景観・人文景観）・歴史・文化等の探勝のための歩道や興味地点へ到達するための歩道などについて、利用状況</p>	

変更後	変更前
<p>や持続可能な地域振興への効果を踏まえ、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、公園利用上必要な路線を位置づける。</p> <p>オ) 運輸施設 海域景観を採勝するための運輸施設を位置づける。</p>	

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：特別地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
和歌山県	田辺市 秋津川、稲成町、上秋津、新庄町、天神崎及び 目良の各一部	724 〔 国 28 公 43 私 653 〕		
	新宮市 王子町、佐野、新宮及び三輪崎の各一部	72 〔 国 29 公 0 私 43 〕	新宮市 王子町、佐野、新宮及び三輪崎の各一部	79 〔 国 34 公 0 私 45 〕
	日高郡みなべ町 気佐藤、北道、芝、埴田、東岩代、南道及び山 内の各一部	43 〔 国 27 公 0 私 16 〕		
	西牟婁郡白浜町 大字なし地域、才野、塩野、椿、富田及び中及 び日置の各一部	489 〔 国 149 公 0 私 340 〕		
	西牟婁郡すさみ町 江住、江住江須之川、口和深、里野、周参見小 泊、周参見下地、見老津及び和深川の各一部	505 〔 国 96 公 36 私 373 〕		

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町 大字市屋、大字宇久井、大字浦神、大字勝浦、 大字狗子ノ川、大字粉白、大字下里、大字二河、 大字橋ノ川、大字浜ノ宮及び大字湯川の一部	404 〔国 74 公 56 私 274〕	東牟婁郡那智勝浦町 大字市屋、大字宇久井、大字浦神、大字勝浦、 大字狗子ノ川、大字粉白、大字下里、大字二河、 大字橋ノ川、大字浜ノ宮及び大字湯川の一部	404 〔国 74 公 56 私 274〕
	東牟婁郡太地町 大字太地及び大字森浦の各一部	146 〔国 25 公 37 私 84〕	東牟婁郡太地町 大字太地及び大字森裏の各一部	147 〔国 25 公 37 私 85〕
	東牟婁郡串本町 安指、出雲、江田、大島、檜野、鬮野川、串本、 古座、潮岬、須江、高富、田子、田並、田原、 津荷、二色、吐生、姫及び和深の各一部	1,002 〔国 256 公 29 私 717〕	東牟婁郡串本町 出雲、大島、檜野、鬮野川、串本、古座、潮岬、 須江、高富、田並、田原、津荷、二色、吐生及 び姫の各一部	942 〔国 220 公 30 私 692〕
	田辺市、新宮市、日高郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、西牟婁郡すさ み町、東牟婁郡智勝浦町、東牟婁郡太地町及び東牟婁郡串本町の地 先海岸、地先島しょ及び地先岩礁を含む。		新宮市、東牟婁郡智勝浦町、東牟婁郡太地町及び東牟婁郡串本町 の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁を含む。	
			変更部分面積合計	1,813 〔国 331 公 78 私 1,404〕
			変更前特別地域面積	1,572 〔国 353 公 123 私 1,096〕
			変更後特別地域面積	3,385 〔国 684 公 201 私 2,500〕

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 7 : 特別保護地区変更表)

番号	区分	内 容	名 称	変更部分の区域	変 更 理 由	面積 (ha)
1	拡張	特別地域の拡張	円月島	和歌山県西牟婁郡白浜町の一部（高嶋の全部）	本地域は臨海 ^{りんかい} の南側に位置し、正式名称は高嶋 ^{たかしま} という。南北約 130m、東西 35m、高さ 25m の小島で、島全体が番所山から続く礫岩でできている。島の中央部は海食洞門が貫通し、その特異な地形から自然環境保全基礎調査の自然景観資源に選定されており、国の名勝にも指定されている。夕日が洞門に重なる光景は特異な景観であり、現在の景観を厳正に保護することが必要な地域である。	1 0 0 1
2	拡張	特別地域の拡張	稲積島	和歌山県西牟婁郡すさみ町 周参見下地の一部	周参見湾 ^{すさみ} のほぼ中央に位置する面積約 5ha の小島である。島の植生は高木層にスダジイ、ホルトノキ等がみられるシイ自然林である。下層にはオオタニワタリ、ハマセンダン等の希少な植物もみられる。自然環境保全基礎調査の特定植物群落に選定されており、暖地性植物群落として国の天然記念物にも指定されている。アヤムネスジタマムシなどの希少な昆虫類も生息している。これらのことから、現在の景観を厳正に保護することが必要な地域である。	5 1 0 4
3	拡張	特別地域の拡張	フェニックス褶曲	和歌山県西牟婁郡すさみ町 口和深の一部	フェニックス褶曲から黒崎までの天鳥向斜 ^{あまどりこうしゃ} が顕著に観察できる海岸である。天鳥向斜は、海洋プレートの沈み込みに伴って海底で堆積した地層が陸域に付加された付加体（牟婁層群）内の構造であり、全体として地層が上下逆さまになっている。天鳥向斜の一部であるフェニックス褶曲は、付加された際に地層が折り曲げられたものであり、ダイナミックなプレート運動を感じることでできる特徴的な場所として世界的にも有名な褶曲露頭であり、学術的な価値も高い。これらのことから、現在の景観を厳正に保護することが必要な地域である。	9 5 0 4

番号	区分	内 容	名 称	変更部分の区域	変 更 理 由	面積 (ha)
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部を含む。						
変更部分面積計						15 〔国 6〕 〔公 0〕 〔私 9〕
変更前特別保護地区面積						0 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 0〕
変更後特別保護地区面積						15 〔国 6〕 〔公 0〕 〔私 9〕

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表8：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
4	拡張	特別地域の拡張	ひき岩群	和歌山県田辺市 稲成町の一部	田辺市街地の北に位置し、砂岩泥岩互層がその硬軟の差による浸食を受け、現在の地形が形成されたもので、名称の由来は、砂岩層の奇岩が天空を仰ぐヒキガエルの姿に似ていることによる。ひき岩群の植生は、シイ・カシ二次林、ウバメガシ二次林等が多くを占める。土壌は岩質基盤のため植生は貧弱であるが、この特異な岩地形の上にはサイゴクホングウシダ、キイジョウロホトトギス、イブキシモツケ等希少な植物がみられる。また、歩道等が整備されており、ハイキング、自然探勝等の場として多くの人に利用されている。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	38 〔国 公 私 38〕
5	拡張	特別地域の拡張	千里の浜－ めつざき 目津崎	和歌山県日高郡みな べ町 山内及び東岩代の 各一部	高磯から目津崎の間に位置し、延長 1.5km、幅約 100mの美しい砂浜海岸と目津崎の海岸段丘である。海上はるかに白浜を望むことができる景勝地でもあり、アカウミガメが産卵のために上陸する浜としても重要な場所である。また、千里の浜の後背地である目津崎の海岸段丘とその上のウバメガシ二次林等は、一体となつてすぐれた海岸景観を呈している。また、千里の浜沿いには、歩道や駐車場が整備されており、自然探勝の場として利用されている。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	14 〔国 公 私 5〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
6	拡張	特別地域の拡張	^{かしま} 鹿島	和歌山県日高郡みなべ町の一部(鹿島の全部)	みなべ町 ^{はねた} 埴田の西側に位置する小島で、2つの島が砂州で連結している。植生はウバメガシ、シイ、タブ等の常緑広葉樹が多く、その中でもタブ林は自然環境保全基礎調査の特定植物群落に選定されている。タブノキ、ホルトノキの巨木もみられ、海岸性の暖地性植物群落の特徴をよく表している。ウチヤマセンニュウの安定した繁殖地の一つでもある。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	5 〔国 公 私 0 0 5〕
7	拡張	特別地域の拡張	天神崎	和歌山県田辺市 天神崎の一部	天神崎にみられる平坦な海食台であり、その特徴的な地形はすぐれた海岸景観を呈している。海岸に大きく突出した丸山は付近のランドマークにもなっている。この岩礁地帯には内湾性、外洋性など様々な海洋生物が生息・生育しており、自然観察の適地となっている。ナショナルトラスト運動の地として知られているとともに、自然学習、自然探勝、散策の場として多くの人に利用されている。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	13 〔国 公 私 13 0 0〕
8	拡張	特別地域の拡張	^{とりのす} 鳥ノ巣半島	和歌山県田辺市 新庄町の一部	鳥ノ巣半島の海岸部にみられる海食台である。この海食台には泥岩岩脈が多数分布しており、すぐれた海岸景観を呈している。この岩脈は幅 200～300m、延長 1.5km以上に広がる日本最大規模の岩脈群であることから、国の天然記念物に指定されている。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	16 〔国 公 私 15 1 0〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
9	拡張	特別地域の拡張	<small>かしま</small> 神島	和歌山県田辺市 新庄町の一部(神島の全部)	神島は鳥ノ巣半島の西側に位置する無人島で、おやまとこやまからなり、浅い岩礁で連絡している。古来、海上鎮護の神が奉られ、その神社林は自然環境保全基礎調査の特定植物群落に選定されている。タブノキ、ホルトノキ、バクチノキ等の巨木がみられる他、ハカマカズラ、キノクニスゲ、タキキビ等の希少な植物もみられる。国の天然記念物にも指定され、海岸性の暖地性植物群落の特徴をよく表しており、海と島とが一体となった島しょ景観とともに、紀南の自然植生景観として非常に重要である。また、ウチヤマセンニュウの安定した繁殖地の一つでもある。このことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。南方熊楠とのゆかりが深い島としても知られ、地域のシンボリック的存在でもあるが、カワウや台風等の被害を受け、植生の衰退等がみられることから、注意深く見守り、必要な対策も検討していく必要がある。	4 〔国 公 私 0 4 0〕
10	拡張	特別地域の拡張	<small>はたけじま</small> 島島	和歌山県西牟婁郡白 浜町の一部(島島の全部)	<small>はんだのはな</small> 阪田鼻の東側に位置する島で、その周囲は岩礁地形になっている。海と島とが一体となった島しょ景観は非常にすぐれている。植生はヤブニッケイータブノキ二次林やウバメガシ二次林である。島島は京都大学瀬戸臨海実験場の実験地であり、この島を一周するだけで、田辺湾周辺の海岸生物相を一度に観察できる場所となっており、海洋生物の研究・モニタリング・教育活動が行われている。また、ウチヤマセンニュウの安定した繁殖地の一つでもある。このことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	3 〔国 公 私 0 0 3〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
11	拡張	特別地域の拡張	江津良 ^{えつら}	和歌山県西牟婁郡白 浜町 大字なし地域の一 部	江津良海岸に広がる海食台である。海食台の表面には漣(さざなみ)の痕である化石漣痕 ^{れんこん} がみられ、国の天然記念物に指定されている。このことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	11 〔国 公 私 0 0〕
12	拡張	特別地域の拡張	番所山	和歌山県西牟婁郡白 浜町 大字なし地域の一 部	番所山は田辺湾の入口に突出した岬で、海面に接する海岸部は海食台になっており、その後背地に海食崖が発達し、その上の植生は、ウバメガシ自然林となっており、すぐれた海岸景観として自然環境保全基礎調査の自然景観資源にも選定されている。隣接した特別保護地区の円月島と一体となったすぐれた景観を呈していることから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	4 〔国 公 私 2 0 2〕
13	拡張	特別地域の拡張	トウゲ島	和歌山県西牟婁郡白 浜町の一部(トウゲ島 の全部)	トウゲ島は臨海の北、塔島の北に位置する小さな島でその周囲には岩礁がみられ、塔島とともにすぐれた島しょ景観を呈している。このことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	1 〔国 公 私 0 0 1〕
14	拡張	特別地域の拡張	塔島 ^{とうしま}	和歌山県西牟婁郡白 浜町の一部(塔島の全 部)	塔島は臨海の北に位置し、円月島と同じ礫岩でできた2つの島である。かつては円月島のように洞門があったが、その後の風化で今の形になった。その特異な地形から自然環境保全基礎調査の自然景観資源に選定されており、貴重な地形景観及び島しょ景観を呈している。このことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	1 〔国 公 私 0 0 1〕
15	拡張	特別地域の拡張	四双島	和歌山県西牟婁郡白 浜町の一部(四双島の 全部)	四双島は臨海の西に位置する小さな島でその周囲には岩礁がみられ、塔島とともにすぐれた島しょ景観を呈している。周辺海域は日本固有種のニホンミドリイシをはじめとしたサンゴ群集や熱帯性魚類などすぐれた海中景観を呈している。このことから、周辺海域と一体的に現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	1 〔国 公 私 0 0 1〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
16	拡張	特別地域の拡張	瀬戸	和歌山県西牟婁郡白 浜町 大字なし地域の一 部	権現崎の北東に位置し、露出した泥岩岩脈がみられる海岸である。白浜の泥岩岩脈は国指定の天然記念物に指定されており、特異な地形景観を呈している。このことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	1 〔 国 公 私 0 0 1 〕
17	拡張	特別地域の拡張	権現崎・熊 野三所神社	和歌山県西牟婁郡白 浜町 大字なし地域の一 部	白良浜の北に位置する岬で、海岸部には露出した泥岩岩脈がみられる。権現崎の中に位置する熊野三所神社の神社林には、すぐれた自然林が分布している。その植生は海岸部にウバメガシ林、丘陵上部にはシイ林、下部にはホルトノキ林が優占しており、スダジイ、ホルトノキの巨木も多くみられ、珍しいホルトノキ・タブノキ林が残存し、自然環境保全基礎調査の特定植物群落に選定されている。これらは海岸性の暖地性植物群落の特徴をよく表しており、紀南の自然植生景観として非常に重要である。このことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	5 〔 国 公 私 0 0 5 〕
18	拡張	特別地域の拡張	千 畳 敷 一 <small>さんだんべき</small> 三段壁	和歌山県西牟婁郡白 浜町 大字なし地域の一 部	千畳敷は白浜の崎の湯から瀬戸崎にかけて位置する面積 2haの海食台が隆起した地形である。砂岩層、砂質互層、礫岩層からなり、波の浸食を受け、複雑な地形となっており、国の名勝にも指定されている。また、近くの海食洞は、ユビナガコウモリの近畿地方唯一の繁殖洞となっている。三段壁は千畳敷の南に位置し、海に直立する海食崖で高さ約 50m長さ 2kmにおよび、海食洞もみられる。いずれもすぐれた海岸景観を呈し、自然環境保全基礎調査の自然景観資源に選定され、雄大な南紀の海景を楽しむことができる景勝地である。付近にはそれぞれ駐車場、遊歩道等も整備されており、観光利用も多く、自然探勝の場として利用されている。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	17 〔 国 公 私 10 0 7 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
19	拡張	特別地域の拡張	シガラミ磯	和歌山県西牟婁郡白 浜町 才野の一部	あくがわ 安久川河口に位置する海食崖が発達した磯である。前弧海盆に堆積した田辺層群上部層の規則正しい砂岩泥岩互層が織りなす縞模様がすぐれた景観を呈している。浅海で堆積した地層の特徴をよく表しており生痕化石もみられる。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	2 〔国 公 私 0〕
20	拡張	特別地域の拡張	稲積島	和歌山県西牟婁郡す さみ町 周参見下地の一部	周参見湾のほぼ中央に位置する面積約 4haの小島の一部（施設敷）であり、周囲の特別保護地区と一体的に現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	1 〔国 公 私 0〕
21	拡張	特別地域の拡張	沖ノ黒島・ 陸ノ黒島	和歌山県西牟婁郡す さみ町 見老津の一部	すさみ町見老津 <small>みろづ</small> の南側に位置する2つの島と大小の岩礁、陸側の海岸の一部からなる。島の面積はいずれも約3ha程度である。沖ノ黒島の植生は、高木層にタブノキ、モッコク等がみられるタブ自然林であり、下層には希少なハカマカズラ、マツバラン等もみられ、自然環境保全基礎調査の特定植物群落に選定されている。陸ノ黒島も沖ノ黒島と似た自然景観を呈している。また、陸側から陸ノ黒島に向かって、陸繋砂州が形成されつつあり、その両側から打ち寄せる波は躍動的で夫婦波と呼ばれる。夫婦波の展望地である陸側の岬は恋人岬と呼ばれる景勝地となっており、車を止めその景観を楽しむ人も多い。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	7 〔国 公 私 0〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
22	拡張	特別地域の拡張	江須崎	和歌山県西牟婁郡す さみ町 江住江須之川の一 部	すさみ町江住海岸より南に突出する半島から狭い水路で隔てられた面積約 7ha の小島である。海食台が隆起して海岸段丘となった島であり、島の周囲は海食崖となっている。島全域が春日神社の神社林である。植生は高木層にスダジイ、イヌマキ等がみられるシイ自然林で、下層には希少なハカマカズラ、キイセンニンソウ等もみられ、自然環境保全基礎調査の特定植物群落に選定されている。また、暖地性植物群落として国の天然記念物にも指定されている。アヤムネスジタマムシなどの希少な昆虫類も生息している。このことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	16 〔 国 5 公 0 私 11 〕
23	拡張	特別地域の拡張	横島	和歌山県東牟婁郡串 本町 安指の一部(横島の 全部)	串本町安指の南に位置する小さな島でその周囲には岩礁がみられ、双島とともに、良好な海上景観を呈している。また、周辺海域はスギノキミドリイシの本州最大の高密度群生域でもある。これらのことから、周辺海域と一体的に現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	2 〔 国 0 公 0 私 2 〕
24	拡張	特別地域の拡張	双島	和歌山県東牟婁郡串 本町 田子の一部(双島の 全部)	串本町田子の南に位置する面積 4.5 ha の島である。起伏に富んだ海食崖がみられ、風情のある夕景や、特徴的な島影と相まって、周辺地域のシンボリックな海上景観を呈しており、ハカマカズラなどの希少な植物もみられる。また、周辺海域はクシハダミドリイシの国内有数の高被度群生域でもあり、釣り、ダイビング、自然探勝などにも利用されている。これらのことから、周辺海域と一体的に現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	4 〔 国 0 公 0 私 4 〕
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部を含む。						

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更部分面積計	166 〔 国 68 公 5 私 93 〕
					変更前第1種特別地域面積	330 〔 国 127 公 25 私 178 〕
					変更後第1種特別地域面積	496 〔 国 195 公 30 私 271 〕

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表9：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
25	拡張	特別地域の拡張	奇絶峡	和歌山県田辺市 秋津川及び上秋津 の各一部	右会津川を中心とし、高尾山、三星山、竜神山等に囲まれた峡谷である。大小の奇岩や急崖地形がみられ、すぐれた峡谷景観を呈している。植生はシイ・カシ二次林、ウバメガシ二次林が多く分布するが、比較的自然的性の高い森林である。近畿自然歩道が整備されており、自然探勝、ハイキング等の利用も多くみられる。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	201 〔国 公 私 0 0 201〕
26	拡張	特別地域の拡張	小目津崎	和歌山県日高郡みな べ町 山内の一部	目津崎から小目津崎を経て南部川河口までの海岸である。第1種特別地域の目津崎の海岸段丘に連なる起伏に富んだ海食崖と砂浜海岸に、海食崖上のウバメガシ二次林等の海岸植生がみられ、これらが一体となった良好な海岸景観を呈している。近隣に緑地広場や宿舍等が整備され、自然探勝の場としても利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	11 〔国 公 私 9 0 2〕
27	拡張	特別地域の拡張	沖磯	和歌山県日高郡みな べ町 堺の一部	みなべ町堺の森の鼻地先に位置する岩礁地帯である。海浜性渡り鳥の中継地となっているほか、オオセッカの越冬も確認されている。干潮時には海食台が広がり、釣りや自然探勝の場として利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	1 〔国 公 私 0 0 1〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
28	拡張	特別地域の拡張	もとしま 元島	和歌山県田辺市 目良の一部（元島の全部）	天神崎の北側に位置する元島と小元島である。天神崎とは防波堤により接続している。島の周囲には海食台が広がり、植生はウバメガシ二次林、タブーヤブニッケイ二次林等の海岸植生がみられ、天神崎とも一体となった良好な海岸景観を呈している。また、島には神社があり、釣りや自然探勝等の利用もみられる。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	4 〔国 0 公 4 私 0〕
29	拡張	特別地域の拡張	田辺湾 周辺諸島	和歌山県田辺市の一部 和歌山県西牟婁郡白浜町の一部	田辺湾の島しょ群で、神楽島、小山島、加納、鳥島、二本松、小丸島、大蛇島、途中島、羽山ノ鼻地先等の小島が含まれる。田辺湾のこれらの島々は、周辺海域と一体となりすぐれた多島海景観を呈し、自然環境保全基礎調査の自然景観資源に選定されている。また、釣りや海水浴、ダイビングをはじめ各種マリレジャーの利用もみられる。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	4 〔国 0 公 0 私 4〕
30	拡張	特別地域の拡張	江津良	和歌山県西牟婁郡白浜町 大字なし地域の一部	江津良海岸及びその後背地にあたり、美しい砂浜やウバメガシ自然林等がみられる。第1種特別地域の海食台の隣接・後背地として、一体となったすぐれた海岸景観を呈しており、海水浴等の利用もみられる。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	4 〔国 2 公 0 私 2〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
31	拡張	特別地域の拡張	番所山－臨海	和歌山県西牟婁郡白浜町 大字なし地域の一部	番所山の内陸部及びその東側に位置する南・北の砂浜である。番所山の内陸部は、海岸段丘上に位置し、タブーヤブニッケイ二次林になっている。園地、展望台や駐車場、遊歩道等の施設が整備され、自然探勝、自然観察、ピクニックなどの利用が多い。臨海の砂浜は、陸繋砂州として自然環境保全基礎調査の自然景観資源に選定されており、田辺湾や円月島の展望地としても重要である他、海水浴やグラスボート利用などもみられる。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	6 〔国 公 私 3〕
32	拡張	特別地域の拡張	千畳敷－三段壁	和歌山県西牟婁郡白浜町 大字なし地域の一部	千畳敷及び三段壁の後背地にあたり、駐車場や園地が整備された地区である。2地点ともすぐれた景勝地であり、多くの利用がみられる。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	1 〔国 公 私 0〕
33	拡張	特別地域の拡張	梶原－鴨居－才野	和歌山県西牟婁郡白浜町の一部 才野の一部	梶原谷川河口から安久川河口までの海岸である。起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ等の海岸林がみられ、良好な海岸景観を呈している。また、釣り、自然探勝の場として利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	22 〔国 公 私 16〕
34	拡張	特別地域の拡張	<small>なかおおはま</small> 中大浜	和歌山県西牟婁郡白浜町 才野及び中の各一部	シガラミ磯の後背地から五色ヶ浜・中大浜を経て、富田川河口右岸までの海岸である。延長 3km、幅 100mの広い砂浜であり、自然環境保全基礎調査の自然景観資源に選定されている。アカウミガメも上陸し、良好な海岸景観を呈している他、釣り、自然探勝、海水浴の場として利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	19 〔国 公 私 14〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
35	拡張	特別地域の拡張	西谷	和歌山県西牟婁郡白 浜町 富田の一部	富田川河口左岸から袋崎までの海岸である。起伏に富んだ海食崖と その上にウバメガシ等の海岸林がみられ、また、メズロノ鼻の南側 には一部砂浜があり、地先の特徴的な島影とともに良好な海岸景観 を呈している。また、釣り、自然探勝、海水浴の場として利用され ている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な 風致の維持を図ることが必要な地域である。	12 〔 国 公 私 6 0 6 〕
36	拡張	特別地域の拡張	<small>みぐさぎ</small> 見草崎	和歌山県西牟婁郡白 浜町 椿及び富田の各一 部	<small>かせぎだに</small> 稼谷の北西の岩礁帯から見草崎を経て黒崎までの海岸である。延 長 6.4km、比高 38mの起伏に富んだ海食崖地形をなし、その上にウ バメガシ等の海岸林がみられる他、化石等多産し、自然環境保全 基礎調査の自然景観資源に選定されている。斜交層理や漣痕化石な どの堆積構造を観察することができる他、貝・クジラ・カニなどの 化石が発見されており、生痕化石もみられる。また、釣り、自然探 勝の場として利用されている。これらのことから、各種行為との調 整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	18 〔 国 公 私 10 0 8 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
37	拡張	特別地域の拡張	つげき かいがん 椿海岸 - いちえぎき 市江崎	和歌山県西牟婁郡白 浜町 日置及び椿の各一 部	あさらぎがわ 朝来帰川河口から椿温泉・伊勢ヶ谷を経て市江崎までの海岸であ る。烽火鼻 <small>のろしのはな</small> から椿温泉を経て伊勢ヶ谷までは、面積約 4haの海岸段 丘をなし、自然環境保全基礎調査の自然景観資源に選定されてい る。市江崎には、大規模な泥ダイアピル（地震などをきっかけに地 下深くの泥が液状化し、上の地層の中に割り込んでできた貫入岩 体）がみられ、学術的にも貴重である。椿海岸から市江崎に至る海 岸は、起伏に富んだ海食崖地形をなし、その上にウバメガシ等の海 岸林がみられ、入り江も発達し、複雑で良好な海岸景観を呈してい る。また、釣り、自然探勝などの利用が多い。これらのことから、 各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要 な地域である。	29 〔 国 16 公 0 私 13 〕
38	拡張	特別地域の拡張	かさぼ しはら 笠甫 - 志原 千畳敷 - 日 置大浜	和歌山県西牟婁郡白 浜町 日置の一部	目戸の谷から笠甫・志原千畳敷・志原海岸・日置大浜を経て日置川 河口右岸までの海岸である。笠甫には、放棄された水田跡に、ヒメ ガマ、ハンゲショウ等の湿性植物が生育する湿地がみられる。志原 千畳敷は、笠甫から志原にかけて面積約 5haの広大な海食台で、砂 岩泥岩互層が分布し、海食崖、海食洞などの海岸地形が発達し、地 層には生痕化石が多くみられる。志原海岸・日置大浜は延長 2.8km、 幅 120mの広い砂浜で、アカウミガメの産卵地としても重要である。 志原千畳敷と志原海岸・日置大浜の2つの地形は自然環境保全基礎 調査の自然景観資源に選定され、良好な海岸景観を呈している。ま た、釣り、自然探勝、海水浴などの利用が多い。これらのことから、 各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要 な地域である。	65 〔 国 41 公 0 私 24 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
39	拡張	特別地域の拡張	なたち 名立	和歌山県西牟婁郡白 浜町 塩野の一部	日置川河口左岸から伊古木 <small>いこぎ</small> までの海岸である。起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ等の海岸林がみられ、良好な海岸景観を呈しており、釣り、自然探勝の場として利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	23 〔国 公 私 11 0 12〕
40	拡張	特別地域の拡張	オン崎	和歌山県西牟婁郡白 浜町 塩野の一部 和歌山県西牟婁郡す さみ町 周参見小泊の一部	伊古木からオン崎までの海岸であり、起伏に富んだ海食崖とその後背地にウバメガシ等の海岸林がみられ、良好な海岸景観を呈している。また、オン崎南側の海食台では、紀伊半島の土台をなす付加体が、海洋プレートの沈み込みによって作られる際の大規模なスラスト（低角な逆断層）の運動により、強い力で地層が破壊された跡（破碎帯）をみることができる。オン崎からは、枯木灘の海岸景観を一望でき、釣り、自然探勝の場として利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	31 〔国 公 私 17 0 14〕
41	拡張	特別地域の拡張	周参見－白 島－西浜	和歌山県西牟婁郡す さみ町 口和深及び周参見 下地の各一部	周参見湾南岸の犬戻りから和深川右岸の口和深までの海岸である。一部に海食崖が発達し、ウバメガシ等の海岸林がみられる他、岩礁地帯が広がり、良好な海岸景観を呈している。また、釣り、自然探勝の場として利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	18 〔国 公 私 13 0 5〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
42	拡張	特別地域の拡張	くちわぶか 口和深ー見 ろづ 老津	和歌山県西牟婁郡す さみ町 口和深、見老津及 び和深川の各一部	和深川左岸の和深崎からフェニックス褶曲・黒崎の後背地を経て見老津漁港西側の戎島までの海岸である。起伏に富んだ海食崖とその後背地にウバメガシ等の海岸林がみられ、良好な海岸景観を呈している。一部にフェニックス褶曲から黒崎にかけての特別保護地区の後背地が含まれる。また、道路沿いには沖ノ黒島、陸ノ黒島を展望できる休憩所などもあり、熊野参詣道大辺路の一部である長井坂（世界遺産）に至る近畿自然歩道も通っている。戎島では、紀伊半島の土台をなす付加体の牟婁層群に、マグマが貫入して形成された火砕岩岩脈をみることができ、釣り、ハイキング、自然探勝などの利用が多い。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	76 〔 国 33 公 0 私 43 〕
43	拡張	特別地域の拡張	江須崎	和歌山県西牟婁郡す さみ町 江住江須之川及び 見老津の各一部	見老津漁港東側から江須之川河口までの海岸である。起伏に富んだ海食崖とその後背地にウバメガシ等の海岸林がみられ、良好な海岸景観を呈している。江住園地には、歩道等が整備され、自然探勝などの利用が多い。枯木灘の海岸景観を眺望できる地点としても重要である。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	16 〔 国 9 公 0 私 7 〕
44	拡張	特別地域の拡張	えすみ みさき 江住ー三崎	和歌山県西牟婁郡す さみ町 江住及び里野の各 一部	御待崎からほり崎を経て三崎までの海岸である。起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ等の海岸林がみられ、良好な海岸景観を呈しており、三崎ではウチヤマセンニュウなども確認されている。また、釣り、自然探勝などの利用が多い。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	26 〔 国 12 公 0 私 14 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
45	拡張	特別地域の拡張	里野－和深 －安指	和歌山県西牟婁郡す さみ町 里野の一部 和歌山県東牟婁郡串 本町 安指及び和深の各 一部	里野から雨島・和深を経て安指漁港の西側までの海岸である。起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ等の海岸林がみられ、良好な海岸景観を呈している。和深には、海溝の扇状地に堆積した地層で「タービダイト」と呼ばれる砂岩泥岩互層があり、ソールマーク（砂や泥を運んだ乱流（混濁流）の向きを示す痕跡）がみられるなど、紀伊半島の土台をなす付加体の地層観察に適している。また、里野に海水浴場が整備されるなど、釣り、自然探勝、海水浴などの利用が多い。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	52 〔国 公 私 24 0 28〕
46	拡張	特別地域の拡張	田子－江田	和歌山県東牟婁郡串 本町 安指、江田及び田 子の各一部	安指漁港の東側から田子・江田を中心とする海岸である。田子浦の海食台には、あたかも「さらし首」のような巨礫が散在するサラシ首層と呼ばれる泥岩層がみられ、かつての海底土石流によって形成されたといわれている。江田海岸では海食台に現れた牟婁層群（付加体）の砂岩泥岩互層の褶曲がみられ、津波石の可能性のある巨石も散在している。いずれも、特異な景観であるだけでなく、学術上重要な場所でもある。周辺海域はサンゴ群集域として国内有数の規模を誇り、陸域と一体的な保全が必要とされている。また、釣り、自然探勝、ダイビングなどの利用も多い。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	19 〔国 公 私 10 0 9〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
47	拡張	特別地域の拡張	田の崎	和歌山県東牟婁郡串本町 田並の一部	田の崎を中心とする半島状の外周部である。起伏に富んだ海食崖とその上のウバメガシ等の海岸林がみられ、良好な海岸景観を呈し、紀伊半島の土台をなす付加体の牟婁層群と、その後、約 2000 万年の時を経て、その上に堆積した前弧海盆堆積体の熊野層群との不整合（堆積するときの時間に大きな断絶があり、地層の堆積が不連続になっている様子）の関係を観察できる。また、釣り、自然探勝などの利用も多い。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	9 〔国 7〕 〔公 0〕 〔私 2〕
48	削除	普通地域への振替	潮岬海岸	和歌山県東牟婁郡串本町 潮岬の一部	宅地化・耕作地化が進み、第2種特別地域としての風致維持の必要性が認められないことから、地種区分を変更する。なお、当該区域は今後の南海トラフ地震の津波対策にかかる高台移転の候補地ともなっている。	△3 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 3〕
49	削除	特別地域の削除	佐野、出見世	和歌山県新宮市 佐野の一部	港湾施設が拡張され、埋め立てが進み、風致維持の必要性が認められなくなったため。	△7 〔国 5〕 〔公 0〕 〔私 2〕
50	削除	特別地域の削除	灯明崎～山見鼻	和歌山県東牟婁郡太地町 大字太地の一部	区域線の明確化を図るため。	△1 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 1〕
51	削除	特別地域の削除	潮岬海岸	和歌山県東牟婁郡串本町 出雲及び潮岬の各一部	宅地化・耕作地化が進み、風致維持の必要性が認められないことから、区域線を変更する。なお、今後の南海トラフ地震の津波対策にかかる高台移転の候補地ともなっている。	△4 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 4〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
<p>拡張箇所には、これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部を含む。</p>						
					変更部分面積計	652 [国 248] [公 4] [私 400]
					変更前第2種特別地域面積	1,158 [国 220] [公 88] [私 850]
					変更後第2種特別地域面積	1,810 [国 468] [公 92] [私 1,250]

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表10：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
52	拡張	特別地域の拡張	竜神山	和歌山県田辺市 秋津川、稲成町及び 上秋津の各一部	奇絶峡の第2種特別地域の西側の森林で、三星山、竜神山を含む地域である。植生はウバメガシ二次林、シイ・カシ二次林となっており良好な森林景観を呈している。奇絶峡の景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	285 〔国 0 公 30 私 255〕
53	拡張	特別地域の拡張	奇絶峡	和歌山県田辺市 秋津川及び上秋津 の各一部	奇絶峡の第2種特別地域の南側の森林で、高尾山を含む地域である。植生はウバメガシ二次林、シイ・カシ二次林となっており、良好な森林景観を呈している。奇絶峡の景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	71 〔国 0 公 0 私 71〕
54	拡張	特別地域の拡張	ひき岩群	和歌山県田辺市 稲成町の一部	ひき岩群の第1種特別地域の周辺部に位置する。植生はスギ・ヒノキ植林、ウバメガシ二次林等が分布する。ひき岩群のすぐれた景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	49 〔国 0 公 3 私 46〕
55	拡張	特別地域の拡張	千里の浜	和歌山県日高郡みな べ町 山内の一部	千里の浜の第1種特別地域の後背地にあたり、すぐれた海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	1 〔国 0 公 0 私 1〕
56	拡張	特別地域の拡張	小目津崎	和歌山県日高郡みな べ町 山内の一部	小目津崎海岸の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	2 〔国 0 公 0 私 2〕
57	拡張	特別地域の拡張	^{みなべ} 南部海岸	和歌山県日高郡みな べ町 気佐藤、北道、芝、	みなべ町の市街地に隣接する南部川河口から埴田崎の南側までの砂浜海岸である。南部湾とともに、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	9 〔国 9 公 0 私 0〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
				壇田、南道及び山内の各一部		
58	拡張	特別地域の拡張	天神崎	和歌山県田辺市 天神崎及び目良の各一部	天神崎の第1種特別地域の後背地にあたり、すぐれた海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	18 0 1 17
59	拡張	特別地域の拡張	鳥ノ巣半島	和歌山県田辺市 新庄町の一部	鳥ノ巣半島の第1種特別地域の後背地にあたり、すぐれた海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	22 0 0 22
60	拡張	特別地域の拡張	千畳敷－三段壁	和歌山県西牟婁郡白 浜町 大字なし地域の一部	千畳敷－三段壁の第1種特別地域及び梶原の第2種特別地域の後背地にあたり、すぐれた海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	8 0 0 8
61	拡張	特別地域の拡張	鴨居	和歌山県西牟婁郡白 浜町 大字なし地域及び 才野の各一部	梶原－鴨居－才野の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	31 0 0 31
62	拡張	特別地域の拡張	中大浜	和歌山県西牟婁郡白 浜町 才野及び中の各一部	中大浜の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	13 0 0 13
63	拡張	特別地域の拡張	西谷	和歌山県西牟婁郡白 浜町 富田の一部	西谷の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	16 0 0 16

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
64	拡張	特別地域の拡張	見草崎	和歌山県西牟婁郡白 浜町 椿の一部	見草崎の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	〔 国 6 公 0 私 0 6 〕
65	拡張	特別地域の拡張	椿海岸一市 江崎	和歌山県西牟婁郡白 浜町 椿及び日置の各一 部	椿海岸一市江崎の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	〔 国 39 公 0 私 0 39 〕
66	拡張	特別地域の拡張	笠甫一志原 千畳敷	和歌山県西牟婁郡白 浜町 日置の一部	笠甫一志原千畳敷の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	〔 国 100 公 0 私 0 100 〕
67	拡張	特別地域の拡張	名立	和歌山県西牟婁郡白 浜町 塩野の各一部	名立の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	〔 国 20 公 0 私 0 20 〕
68	拡張	特別地域の拡張	オン崎	和歌山県西牟婁郡す さみ町 周参見小泊の一部	オン崎の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	〔 国 17 公 0 私 0 17 〕
69	拡張	特別地域の拡張	周参見一白 島一西浜	和歌山県西牟婁郡す さみ町 口和深及び周参見 下地の各一部	周参見一白島一西浜の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	〔 国 13 公 0 私 0 13 〕
70	拡張	特別地域の拡張	フェニックス 褶曲	和歌山県西牟婁郡す さみ町 口和深の一部	フェニックス褶曲から黒崎の特別保護地区及び口和深一見老津の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	〔 国 7 公 0 私 0 7 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
71	拡張	特別地域の拡張	長井坂	和歌山県西牟婁郡す さみ町 見老津の一部	口和深ー見老津の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するとともに、熊野参詣道大辺路の一部である長井坂（世界遺産）からのすぐれた眺望景観を保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	254 0 34 220 〔国 公 私〕
72	拡張	特別地域の拡張	江須崎	和歌山県西牟婁郡す さみ町 江住江須之川の一 部	江須崎の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	2 0 2 0 〔国 公 私〕
73	拡張	特別地域の拡張	江田	和歌山県東牟婁郡串 本町 江田の一部	江田の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	2 0 0 2 〔国 公 私〕
74	拡張	特別地域の拡張	田の崎	和歌山県東牟婁郡串 本町 田並の一部	田の崎の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	12 0 0 12 〔国 公 私〕
75	削除	普通地域への振替	潮岬	和歌山県東牟婁郡串 本町 出雲及び潮岬の各 一部	宅地化・耕作地化が進み、第3種特別地域としての風致維持の必要性が認められないことから、地種区分を変更する。なお、当該区域は今後の南海トラフ地震の津波対策にかかる高台移転の候補地ともなっている。	△16 0 1 15 〔国 公 私〕
76	削除	特別地域の削除	潮岬	和歌山県東牟婁郡串 本町 串本及び潮岬の各 一部	宅地化・耕作地化が進み、風致維持の必要性が認められないことから、区域線を変更する。なお、当該区域は今後の南海トラフ地震の津波対策にかかる高台移転の候補地ともなっている。	△1 0 0 1 〔国 公 私〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
<p>拡張箇所には、これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部を含む。</p>						
					変更部分面積計	980 〔国 9〕 〔公 69〕 〔私 902〕
					変更前第3種特別地域面積	84 〔国 6〕 〔公 10〕 〔私 68〕
					変更後第3種特別地域面積	1,064 〔国 15〕 〔公 79〕 〔私 970〕

イ 海域公園地区

次の海域公園地区を追加する。

(表 11：海域公園地区追加表)

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
6	みなべ海域公園地区	和歌山県日高郡みなべ町 埴田、東岩代及び山内地先	紀伊半島随一のウミガメ産卵地である千里の浜地先から目津崎、鹿島、沖磯周辺等の南部湾を中心とした-20m以浅の浅海域で、海底から温泉が湧き出ているワクシマなど特異的な海域も含まれる。藻場や小型のサンゴ群集などがみられるとともに、岩礁や砂浜と海域が一体となった優れた海上景観を形成し、海洋の生態系や多様性、漁業生産性の根幹を支えていることから、保全の重要性が高い海域である。また、釣りや海水浴、ダイビング、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。よって、海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図るもの。	663.8
7	シウガセ海域公園地区	和歌山県日高郡みなべ町地先 (シウガセ周辺)	南部湾沖に位置する暗礁シウガセの中心から半径 300mの海域である。水深約-13mの最浅部先端から水深約-40mの海底までは急傾斜で断崖様に切り立ち、水深-40mから-50mの間は緩やかになる。水深約-30m前後の断崖には、ヤギ類やウミカラマツ類、ウミトサカ類などの大型刺胞動物が豊富で、お花畑的景観がみられる。また水深約-40mの海底には、日本固有種で当地がタイプ産地であるオオカワリギンチャクの国内最大群生地があり、独特な海中景観を形成し、資源的にも景観的にも保全の必要性が高い海域である。また、ダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。よって、海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図るもの。	28.2

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
8	田辺白浜海域公園地区	和歌山県田辺市 新庄町、天神崎、芳養町、芳養 松原及び目良地先 和歌山県西牟婁郡白浜町 堅田地先	天神崎、沖島、鳥の巣半島、神島、畠島周辺等の田辺湾を中心とした-20m以浅の浅海域や、阪田鼻、臨海、番所の崎、塔島、四双島、円月島、権現崎周辺等の白浜沿岸を中心とした-20m以浅の浅海域である。内湾性と外洋性、北方系と南方系などの様々な海洋生物が生息・生育することから種多様性が非常に高い。天神崎周辺のエダミドリイシや沖島周辺のクシハダミドリイシ、四双島周辺のニホンミドリイシなど理想的なサンゴ群集がみられ、熱帯性魚類も豊富で、傑出した海中景観を形成し、世界最北のテーブルサンゴ群集が成立している。また、多くの島々と海域が一体となった田辺湾の多島海景観は、自然環境保全基礎調査の自然景観資源に選定され、すぐれた海上景観を形成するとともに、沿岸には藻場や干潟、岩礁や砂浜も多く、海洋の生態系や多様性、漁業生産性の根幹を支えている。これらのことから、保全の重要性が高い海域である。また、釣りや海水浴、ダイビングや自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。よって海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図るもの。	1,676.7

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
9	枯木灘 白浜・日置海域公園地区	和歌山県西牟婁郡白浜町 大字なし地域、才野、塩野、椿、 富田、中及び日置地先	枯木灘のうち、白浜町の崎の湯から伊古木にかけての地先-20m以浅の浅海域である。藻場や岩礁が多く分布し、一部に小型のサンゴ群集もみられる。特に、椿海岸から市江崎にかけては、季節によりトゲモクの濃密な藻場が見られる。また、千畳敷や三段壁、シガラミ磯、見草崎、志原千畳敷などの海岸段丘や海食崖、海食台が連なる岩礁海岸と海域が一体となった、ダイナミックで荒々しい枯木灘特有のすぐれた海上景観を形成し、富田川や日置川の河口に広がる中大浜や日置大浜などのアカウミガメの産卵地でもある砂浜地先なども含み、保全の重要性が高い海域である。また、釣りや海水浴、サーフィン、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。よって海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図るもの。	1,422.1
10	枯木灘 すさみ海域公園地区	和歌山県西牟婁郡白浜町 塩野地先 和歌山県西牟婁郡すさみ町 江住、江住江須之川、口和深、 里野、周参見小泊、周参見下地、 周参見平松、見老津及び和深川 地先	枯木灘のうち、すさみ町全域の地先-20m以浅の浅海域である。藻場や岩礁が多く分布するとともに、ほぼ全域に渡り海食崖が連続する。稲積島や江須崎、沖ノ黒島や陸ノ黒島などに代表される暖地性常緑広葉樹林と海域との一体的景観や、天鳥向斜や世界的に知られるフェニックス褶曲、夫婦波などのダイナミックな立体的景観と海域とが一体となった、枯木灘特有の変化に富む卓越した海上景観を形成している。特に船上からの景観は秀逸であり、保全の重要性が高い海域である。また、釣りやダイビング、クルーズ、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。よって海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図るもの。	1,072.3

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
11	串本海域公園地区	和歌山県東牟婁郡串本町 安指、出雲、江田、大島、檜野、 鬮野川、串本、潮岬、須江、高 富、田子、田並、二色、吐生、 姫及び和深地先	串本町和深から潮岬、紀伊大島、橋杭岩にかけての地先-20m 以浅の浅海域を中心とした海域である。安指・田子周辺のス ギノキミドリイシや、双島周辺のクシハダミドリイシ、高富・ 袋周辺のクシハダミドリイシやスギノキミドリイシ、潮岬 の住崎周辺のサオトメシコロサンゴ、サザナミサンゴ、セン ベリアナサンゴ、ヒラニオウミドリイシ、紀伊大島のオミミ の浜の国内最東端のクシハダミドリイシなど高被度で多様性 が高く、学術的価値も高いサンゴ群集が大規模に存在し、世 界最北のテーブルサンゴ群集域としてラムサール条約湿地に も登録されている。また、高富や橋杭岩海水浴場周辺のアマ モ、紀伊大島ゾウバナ周辺のマクサやトゲモクなどの貴重な 藻場や、多様性が高く豊富なソフトコーラルや熱帯性魚類な どが、すぐれた海中景観を形成しているとともに、海洋の生 態系や多様性、漁業生産性の根幹を支えている。海岸段丘や 海食崖などの岩礁海岸、後背の海岸林と海域が一体となった 景観は、海上はもとより、本州最南端の潮岬や紀伊大島の海 金剛や檜野崎など陸上からの眺望も秀逸であり、保全の重要 性が高い海域である。また、釣りやスノーケリング、ダイブ ング、磯遊び、自然探勝等のレクリエーションの場としても 重要である。よって海域公園地区に指定し、保護及び適正な 利用を図るもの。	2,683.8

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
12	苗我島海域公園地区	和歌山県東牟婁郡串本町 大島地先	苗我島北側地先の苗我島北端から半径 200m、水深-50mにかけての海域である。ウミシダ類やウミトサカ類、ヤギ類、ウミカラマツ類などのソフトコーラルが海中のお花畑的景観を形成しており、刺胞動物群集の重要な生息地ともなっていることから、保全の重要性が高い海域である。また、釣りやダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。よって海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図るもの。	5.9
13	熊野灘 古座・荒船海域公園地区	和歌山県東牟婁郡串本町 古座、神野川、田原、津荷及び 西向地先 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 大字浦神地先	古座川河口から浦神半島の荒船海岸にかけての地先-20m以浅の浅海域である。古座川河口の海食崖や海食洞が発達した九龍島や、古座川河口から田原にかけて連なる海食台、地殻変動によって地層が垂直や上下に逆転し、ダイナミックで荒々しく自然度の高い荒船海岸などの特徴的な海岸地形と熊野灘の雄大な海域が一体となってすぐれた海上景観を形成している。自然度が高く変化に富んだ海岸にはカジメなどの大型褐藻類を中心とした藻場や岩礁が多く分布し、海洋の生態系や多様性、漁業生産性の根幹を支え、保全の重要性が高い海域である。また、釣りや海水浴、カヌー、自然探勝の他、冬場の田原の海霧鑑賞等のレクリエーションの場としても重要である。よって海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図るもの。	1,195.5

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
14	熊野灘 浦神・玉ノ浦海域公園地区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 大字浦神、大字粉白及び大字下里地先	玉ノ浦から太田川河口にかけての-20m以浅の浅海域である。浦神半島やその地先の立石などの岩礁、太地半島などに囲まれ、内湾性の静かな海域となっており、特に玉ノ浦には、少なくとも 100 年以上は維持されて来たタバネサンゴの太平洋岸における最大級の高被度群生域があり、学術的にも貴重である。立石周辺の海底地形は、激しい起伏に富みホヤ類やイソバナ類など特異な生物群集を形成し、藻類群集の資質も高く、粉白地先の海域には3haのアマモ場や2haの干潟がみられ、海洋の生態系や多様性、漁業生産性の根幹を支えている。一方、内湾性特有の美しい砂浜も広がり、保全の必要性が高い海域である。また、釣りや海水浴、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。よって海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図るもの。	259.7

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
15	熊野灘 勝浦・太地海域 公園地区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 大字市屋、大字宇久井、大字勝浦、 大字狗子ノ川、大字下里、大字天満、 大字二河、大字浜ノ宮及び大字湯川地先 和歌山県東牟婁郡太地町 大字太地及び大字森浦地先	太地半島から森浦湾、紀ノ松島、那智湾を経て、宇久井半島にかけての地先-20m以浅の浅海域である。隆起海岸である海岸段丘と、沈水地形である入り江の両方の特徴を併せ持ち、海食崖が発達した複雑でダイナミックな海岸地形が見られ、多島海景観も特徴的である。それらが海域と一体となつてすぐれた海上景観を形成し、紀の松島巡りなどの海上からはもとより、梶取崎や燈明崎、狼煙山、宇久井半島などの多くの展望地からの眺めは秀逸である。古式捕鯨の発祥の地ともなり、天然の良港が多く、変化に富んだ岩礁海岸は、稚魚の成育に欠かせず、海洋の浄化能力にも優れ、海洋の生態系や多様性、漁業生産性の根幹を支え、保全の重要性が高い海域である。また、釣りや海水浴、サーフィン、クルーズ、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。よつて海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図るもの。	1,390.5

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
16	熊野灘 王子ヶ浜・三輪崎 海域公園地区	和歌山県新宮市 あけぼの、王子町、新宮及び三輪崎地先	三輪崎から孔島・鈴島、高野坂、御手洗海岸、王子ヶ浜を経て熊野川河口までの地先-20m以浅の浅海域である。孔島・鈴島の岩礁と暖地性海浜植物、高野坂や御手洗海岸の海食崖とその上の常緑広葉樹を主とする天然林、王子ヶ浜の礫浜と後背地の松を主とする防風林などが海域と一体となつてすぐれた海上景観を形成している。熊野川河口の海域は、稚魚の成育や水産資源の保護増殖に欠かせない海域であり、海洋の生態系や多様性、漁業生産性の根幹を支えているとともに、アカウミガメの重要な産卵地である王子ヶ浜地先を含むことから、保全の重要性の高い海域である。また、釣りや海水浴、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。よつて海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図るもの。	600.5

次の海域公園地区の名称を変更する。

(表 12：海域公園地区変更表)

番号	区分	変更前名称	変更後名称	位置	変更理由	面積 (ha)	備考
1	名称変更	串本 1 号海域公園地区	串本 1 号海中公園海域公園地区	和歌山県東牟呂郡串本町高富地先	本地域では海中公園という名称で親しまれ、海中公園センターなどの利用施設もあることから、名称を変更するもの。	7.6	昭和 45 年 7 月 1 日指定 面積はGISによる再計算による。
2	名称変更	串本 2 号海域公園地区	串本 2 号海中公園海域公園地区	和歌山県東牟呂郡串本町有田地先	本地域では海中公園という名称で親しまれ、海中公園センターなどの利用施設もあることから、名称を変更するもの。	9.7	昭和 45 年 7 月 1 日指定 面積はGISによる再計算による。
3	名称変更	串本 3 号海域公園地区	串本 3 号海中公園海域公園地区	和歌山県東牟呂郡串本町有田地先	本地域では海中公園という名称で親しまれ、海中公園センターなどの利用施設もあることから、名称を変更するもの。	7.0	昭和 45 年 7 月 1 日指定 面積はGISによる再計算による。
4	名称変更	串本 4 号海域公園地区	串本 4 号海中公園海域公園地区	和歌山県東牟呂郡串本町有田及び田並地先	本地域では海中公園という名称で親しまれ、海中公園センターなどの利用施設もあることから、名称を変更するもの。	13.5	昭和 45 年 7 月 1 日指定 面積はGISによる再計算による。
5	名称変更	串本 5 号海域公園地区	串本 5 号海中公園海域公園地区	和歌山県東牟呂郡串本町通夜島地先	本地域では海中公園という名称で親しまれ、海中公園センターなどの利用施設もあることから、名称を変更するもの。	12.6	平成 18 年 1 月 19 日指定 面積はGISによる再計算による。

ウ 関連事項

(ア) 乗入れ規制区域及び期間

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域を次のとおりとする。

(表 13 : 乗入れ規制区域及び期間表)

名称	区域	地種区分	区域の概要	面積 (ha)	期間
千里の浜	日高郡みなべ町 山内の一部	第 1 種特別地域	本地域はアカウミガメの上陸・産卵地として重要な地域であり、上陸・産卵環境を保全し、砂浜の中に産卵された卵や、孵化した仔ガメの保護を図るため、車馬（車輛、バイク、馬等）の乗り入れを規制する必要がある。	7	通年

(イ) 捕獲等規制動植物及び区域

海域公園地区において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物及びその区域を表 14 のとおり追加する。

また、本地域の既存の捕獲等規制動植物及び区域については、海域公園地区の名称変更等に伴い、表 15 のとおり整理する。

(表 14：捕獲等規制動植物及び区域追加表)

海域公園地区名	区域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制動植物
ショウガセ海域公園地区	全域	南部湾沖に位置する暗礁ショウガセの中心から半径 300mの海域である。水深約-13mの最浅部先端から水深約-40mの海底までは急傾斜で断崖様に切り立ち、水深-40mから-50mの間は緩やかになる。水深約-30m前後の断崖にはヤギ類やウミカラマツ類、ウミトサカ類などの大型刺胞動物が豊富で、お花畑的景観がみられる。また水深約-40mの海底には、日本固有種で当地がタイプ産地であるオオカワリギンチャクの国内最大群生地があり、独特な海中景観を形成し、資源的にも景観的に重要な海域である。	28.2	オオカワリギンチャク、タコ アシサンゴ

(表 15 : 捕獲等規制動植物及び区域表)

海域公園地区名	区域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制動植物	備考
串本 1 号海中公園海域公園地区	全域	鑄浦の東方の通称「さばいれ」周辺の地先海面で、石サンゴ類、熱帯魚類、海藻群落が豊富で優れた海中景観を有す。	7.6	ヨウジウオ科、テンジクダイ科、スズメダイ科、チョウチョウウオ科、モンガラカワハギ科、ハコフグ科、ミナミハタンポ、キハツソク、ルリハタ、キンギョハナダイ、キタマクラ、コモンフグ、ニシキベラ、イトヒキベラ、ミノカサゴ、イザリウオ、ミドリイシ属、ハナヤサイサンゴ、シコロサンゴ、ハマサンゴ、タバネサンゴ、キクメイシ、ノウサンゴ、イボサンゴ、ハナガタサンゴ、ウミバラ、キクサンゴ、ショウガサンゴ、トゲサンゴ、クシモトヤスリサンゴ、オオギウミヒドラ、トゲトサカ属、チヂミトサカ、キバナトサカ、アカバナトサカ、イソバナ、オオイソバナ、オウギフトヤギ、ハナヤギ、アカヤギ、サンゴイソギンチャク、ウミカラマツ、オオウミシダ、ラップウニ、シラヒゲウニ、アカヒトデ、イバラカンザシ、カニノテ属、ミル属、ヘライワズタ、アヤニシキ、バロニア、ウミウチワ	規制動植物種の変更なし
串本 2 号海中公園海域公園地区	全域	鑄浦と稲村ヶ崎の通称「しゃくし」周辺の地先海面で、石サンゴ類の群生、ヤギ類の群生、チョウチョウウオ等の熱帯魚類等が豊富で優れた海中景観を有する区域である。	9.7	ヨウジウオ科、テンジクダイ科、スズメダイ科、チョウチョウウオ科、モンガラカワハギ科、ハコフグ科、ミナミハタンポ、キハツソク、ルリハタ、キンギョハナダイ、キタマクラ、コモンフグ、ニシキベラ、イトヒキベラ、ミノカサゴ、イザリウオ、ミドリイシ属、ハナヤサイサンゴ、シコロサンゴ、ハマサンゴ、タバネサンゴ、キクメイシ、ノウサンゴ、イボ	規制動植物種の変更なし

				サンゴ、ハナガタサンゴ、ウミバラ、キクサンゴ、ショウガサンゴ、トゲサンゴ、クシモトヤスリサンゴ、オオギウミヒドラ、トゲトサカ属、チヂミトサカ、キバナトサカ、アカバナトサカ、イソバナ、オオイソバナ、オウギフトヤギ、ハナヤギ、アカヤギ、サンゴイソギンチャク、ウミカラマツ、オオウミシダ、ラップウニ、シラヒゲウニ、アカヒトデ、イバラカンザシ、カニノテ属、ミル属、ヘライワズタ、アヤニシキ、バロニア、ウミウチワ	
串本3号海中公園海域公園地区	全域	稲村ヶ崎沖合の通称「ヨボシ」「カメゴシ」「コタジマ」岩礁周辺の海面で、ミドリイシ、テーブルサンゴ等の群落、ソラスズメダイ等の熱帯魚類、ヤギ類の群生等が豊富で優れた海中景観を有する区域である。	7.0	ヨウジウオ科、テンジクダイ科、スズメダイ科、チョウチョウウオ科、モンガラカワハギ科、ハコフグ科、ミナミハタンポ、キハツソク、ルリハタ、キンギョハナダイ、キタマクラ、コモンフグ、ニシキベラ、イトヒキベラ、ミノカサゴ、イザリウオ、ミドリイシ属、ハナヤサイサンゴ、シコロサンゴ、ハマサンゴ、タバネサンゴ、キクメイシ、ノウサンゴ、イボサンゴ、ハナガタサンゴ、ウミバラ、キクサンゴ、ショウガサンゴ、トゲサンゴ、クシモトヤスリサンゴ、オオギウミヒドラ、トゲトサカ属、チヂミトサカ、キバナトサカ、アカバナトサカ、イソバナ、オオイソバナ、オウギフトヤギ、ハナヤギ、アカヤギ、サンゴイソギンチャク、ウミカラマツ、オオウミシダ、ラップウニ、シラヒゲウニ、アカヒトデ、イバラカンザシ、カニノテ属、ミル属、ヘライワズタ、アヤニシキ、バロニア、ウミウチワ	規制動植物種の変更なし

串本4号海中公園海域公園地区	全域	有田と田並の間にある「名近崎」周辺の地先海面で、テーブルサンゴ、ミドリイシ等の大群落、ソラスズメダイ、クマノミ等の熱帯魚類が豊富で優れた海中景観を有する区域である。	13.5	ヨウジウオ科、テンジクダイ科、スズメダイ科、チョウチョウウオ科、モンガラカワハギ科、ハコフグ科、ミナミハタンポ、キハツソク、ルリハタ、キンギョハナダイ、キタマクラ、コモンフグ、ニシキベラ、イトヒキベラ、ミノカサゴ、イザリウオ、 ミドリイシ属、ハナヤサイサンゴ、シコロサンゴ、ハマサンゴ、タバネサンゴ、キクメイシ、ノウサンゴ、イボサンゴ、ハナガタサンゴ、ウミバラ、キクサンゴ、ショウガサンゴ、トゲサンゴ、クシモトヤスリサンゴ、オオギウミヒドラ、トゲトサカ属、チヂミトサカ、キバナトサカ、アカバナトサカ、イソバナ、オオイソバナ、オウギフトヤギ、ハナヤギ、アカヤギ、サンゴイソギンチャク、ウミカラマツ、オオウミシダ、ラップウニ、シラヒゲウニ、アカヒトデ、イバラカンザシ、カニノテ属、ミル属、ヘライワズタ、アヤニシキ、バロニア、ウミウチワ	規制動植物種の変更なし
串本5号海中公園海域公園地区	全域	海底は、岩、砂礫、砂地となっており、水深15m付近には、世界的にも希少なオオナガレハナサンゴの国内最大・世界最北の群生域が分布している。サンゴの被度は低いがサンゴ相は比較的多様であり、ベラ類やハゼ類をはじめ熱帯性魚類も見られる。	12.6	ヨウジウオ科、テンジクダイ科、スズメダイ科、チョウチョウウオ科、モンガラカワハギ科、ハコフグ科、ミナミハタンポ、キハツソク、ルリハタ、キンギョハナダイ、キタマクラ、コモンフグ、ニシキベラ、イトヒキベラ、ミノカサゴ、イザリウオ、 ミドリイシ属、ハナヤサイサンゴ、シコロサンゴ、ハマサンゴ、タバネサンゴ、キクメイシ、ノウサンゴ、イボサンゴ、ハナガタサンゴ、ウミバラ、キクサンゴ、ショウガサンゴ、トゲサンゴ、クシモトヤスリサンゴ、オオギウミヒドラ、トゲトサカ属、チヂミトサカ、キバナト	規制動植物種の変更なし

				サカ、アカバナトサカ、イソバナ、オオイソバナ、オウギフトヤギ、ハナヤギ、アカヤギ、サンゴイソギンチャク、ウミカラマツ、オオウミシダ、ラップウニ、シラヒゲウニ、アカヒトデ、イバラカンザシ、カニノテ属、ミル属、ヘライワズタ、アヤニシキ、バロニア、ウミウチワ	
--	--	--	--	--	--

(ウ) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 16 : 普通地域 (陸域) 変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
和歌山県	田辺市 稲成町、新庄町及び目良の各一部	19 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 19 〕		
	西牟婁郡白浜町 大字なし地域の一部	1 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 1 〕		
	西牟婁郡すさみ町 口和深、周参見下地及び見老津の各一部	14 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 14 〕		
	東牟婁郡那智勝浦町 大字市屋、大字浦神、大字粉白、大字二河及び大字湯川の各一部	251 〔 国 0 〕 〔 公 128 〕 〔 私 123 〕	東牟婁郡那智勝浦町 大字市屋、大字浦神、大字粉白、大字二河及び大字湯川の各一部	272 〔 国 0 〕 〔 公 130 〕 〔 私 142 〕
	東牟婁郡太地町 大字太地及び大字森浦の各一部	27 〔 国 2 〕 〔 公 0 〕 〔 私 25 〕	東牟婁郡太地町 大字太地及び大字森浦の各一部	27 〔 国 2 〕 〔 公 0 〕 〔 私 25 〕
	東牟婁郡串本町 出雲、大島、檜野、串本、潮岬、須江、田並及び田原の各一部	398 〔 国 2 〕 〔 公 11 〕 〔 私 385 〕	東牟婁郡串本町 大島、檜野、串本、須江及び田原の各一部	378 〔 国 2 〕 〔 公 10 〕 〔 私 366 〕
	これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部を含む。		これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部を含む。	

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
			変更部分面積合計	33 [国 0] 公 △ 1 私 34]
			変更前普通地域面積	677 [国 4] 公 140 私 533]
			変更後普通地域面積	710 [国 4] 公 139 私 567]

エ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 17：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積ha、比率%)

地域区分		特別地域											普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区※	普通地域 (海域)※	合計 (海域)※				
		特別保護地区			第1種			第2種			第3種														
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私						
和 歌 山 県	土地所有別面積	6	0	9	195	30	271	468	92	1,250	15	79	970	4	139	567	688	340	3,067	18ヶ所 11,064.7 (34.8)	20,699 (65.2)	31,763.7 (100)			
	地種区分別面積 (比率)				496 (14.7)			1,810 (53.7)			1,064 (31.6)														
	地域地区別面積 (比率)	15 (0.4)												3,370 (99.6)											
	地域別面積 (比率)												3,385 (82.7)			710 (17.3)			4,095 (100)						
																合計(陸域・海域)			35,859						

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、吉野熊野国立公園全体の数値を示している。

注) 既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値による。

(表 18 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

地域地区		現 行							変 更 後							増 減							
		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海域 公園 地区 ※	普通 地域 (海域) ※	合計 (海域) (A') ※	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海域 公園 地区 ※	普通 地域 (海域) ※	合計 (海域) (B') ※	陸域 (B-A)	海域 (B' -A') ※
市町村名	特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計	特 保						第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計	特 保							
和歌山県	田辺市	0	0	0	0	0	0	0			0	71	208	445	724	19	743			743			
	新宮市	0	30	36	13	79	0	79			0	30	29	13	72	0	72			△ 7			
	日高郡	みなべ町	0	0	0	0	0	0	0			0	19	12	12	43	0	43			43		
	西牟婁郡	白浜町	0	0	0	0	0	0	0			1	46	209	233	489	1	490			490		
		すさみ町	0	0	0	0	0	0	0			14	24	174	293	505	14	519			519		
	東牟婁郡	那智勝浦町	0	48	356	0	404	272	676			0	48	356	0	404	251	655			△ 21		
		太地町	0	26	119	2	147	27	174			0	26	118	2	146	27	173			△ 1		
		串本町	0	226	647	69	942	378	1,320			0	232	704	66	1,002	398	1,400			80		
小 計		0	330	1,158	84	1,572	677	2,249			15	496	1,810	1,064	3,385	710	4,095			1,846			
計		0	330	1,158	84	1,572	677	2,249	64.8	20,678	20,743	15	496	1,810	1,064	3,385	710	4,095	1,1064.7	20,699	31,764	1,846	11,021

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、吉野熊野国立公園全体の数値を示している。

注) 既存の公園区域の面積は、GISソフトを用いて再計算した数値による。

4 事業計画の変更等内容

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

次の保護施設計画を追加する。

(表 19 : 保護施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針
2	植生復元施設	和歌山県田辺市 (神島)	神島周辺の海岸性の暖地性植物群落等の植生劣化の防止及び復元を図る。

イ 利用施設計画

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 20 : 単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針
39	園地	和歌山県田辺市 (竜神山)	竜神山周辺の自然探勝のための園地として整備する。
40	園地	和歌山県田辺市 (奇絶峡)	奇絶峡周辺の自然探勝のための園地として整備する。
41	園地	和歌山県田辺市 (ひき岩群)	ひき岩群周辺の自然探勝のための園地として整備する。
42	園地	和歌山県日高郡みなべ町 (千里の浜)	千里の浜周辺の自然探勝のための園地として整備する。
43	宿舎	和歌山県日高郡みなべ町 (目津崎)	目津崎・千里の浜周辺の自然探勝の拠点となる宿舎として整備する。
44	園地	和歌山県日高郡みなべ町 (埴田崎)	埴田崎周辺を探勝するための園地として整備する。
45	園地	和歌山県田辺市 (元島)	元島周辺の自然探勝のための園地として整備する。
46	園地	和歌山県田辺市 (天神崎)	天神崎周辺の自然探勝のための園地として整備する。
47	園地	和歌山県田辺市 (鳥ノ巣)	鳥ノ巣半島周辺の自然探勝のための園地として整備する。
48	園地	和歌山県西牟婁郡白浜町 (番所山)	番所山周辺の自然探勝のための園地として整備する。
49	博物展示施設	和歌山県西牟婁郡白浜町 (番所山)	番所山周辺の自然を解説する施設を整備する。
50	園地	和歌山県西牟婁郡白浜町 (権現崎)	権現崎周辺の自然探勝のための園地として整備する。
51	園地	和歌山県西牟婁郡白浜町 (千畳敷)	千畳敷周辺の自然探勝のための園地として整備する。

番号	種類	位 置	整備方針
52	園地	和歌山県西牟婁郡白浜町 (三段壁)	三段壁周辺の自然探勝のための園地として整備する。
53	園地	和歌山県西牟婁郡白浜町 (シガラミ磯)	シガラミ磯周辺の自然探勝のための園地として整備する。
54	園地	和歌山県西牟婁郡白浜町 (見草崎)	見草崎周辺の自然探勝のための園地として整備する。
55	園地	和歌山県西牟婁郡白浜町 (椿温泉)	椿海岸周辺の自然探勝のための園地として整備する。
56	園地	和歌山県西牟婁郡白浜町 (市江)	市江崎周辺の自然探勝のための園地として整備する。
57	園地	和歌山県西牟婁郡白浜町 (志原)	志原海岸周辺の自然探勝のための園地として整備する。
58	宿舎	和歌山県西牟婁郡白浜町 (志原)	志原海岸周辺の自然探勝の拠点となる宿舎として整備する。
59	宿舎	和歌山県西牟婁郡すさみ町 (オン崎)	オン崎周辺の自然探勝の拠点となる宿舎として整備する。
60	園地	和歌山県西牟婁郡すさみ町 (稲積島)	稲積島周辺の自然探勝のための園地として整備する。
61	園地	和歌山県西牟婁郡すさみ町 (フェニックス褶曲)	フェニックス褶曲周辺の自然探勝のための園地として整備する。
62	園地	和歌山県西牟婁郡すさみ町 (黒島)	黒島周辺の自然探勝のための園地として整備する。
63	園地	和歌山県西牟婁郡すさみ町 (江住)	江須崎周辺の自然探勝のための園地として整備する。
64	園地	和歌山県西牟婁郡すさみ町 (里野)	里野海岸周辺の自然探勝のための園地及び海水浴場として整備する。
65	園地	和歌山県東牟婁郡串本町 (和深)	和深海岸周辺の自然探勝のための園地として整備する。
66	園地	和歌山県東牟婁郡串本町 (双島)	双島、さらし首、江田海岸周辺の自然探勝のための園地として整備する。
67	園地	和歌山県東牟婁郡串本町 (田の崎)	田の崎半島周辺の自然探勝のための園地として整備する。

番号	種類	位 置	整備方針
68	園地	和歌山県東牟婁郡串本町 (九龍島)	九龍島周辺を探勝するための園地として整備する。
69	園地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (大勝浦)	大勝浦、弁天島、お蛇浦周辺の自然探勝のための園地として整備する。
70	園地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (大狗子)	大狗子半島、赤色海岸、狗子の浦周辺の自然探勝のための園地として整備する。

(イ) 道路

次の車道（歩道）を変更する。

(表 21：道路（歩道）追加表)

現 行						新 規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
42	近畿自然歩道	起点—和歌山県新宮市 (王子町・国立公園境界)				42	近畿自然歩道	起点—和歌山県新宮市 (王子町・国立公園境界)			
		終点—和歌山県新宮市 (梅ノ木・国立公園境界)						終点—和歌山県新宮市 (梅ノ木・国立公園境界)			
		起点—和歌山県新宮市 (広角・国立公園境界)						起点—和歌山県新宮市 (広角・国立公園境界)			
		終点—和歌山県新宮市 (三輪崎・国立公園境界)						終点—和歌山県新宮市 (三輪崎・国立公園境界)			
		起点—和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (宇久井・国立公園境界)						起点—和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (宇久井・国立公園境界)			
		終点—和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (宇久井・国立公園境界)						終点—和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (宇久井・国立公園境界)			
		起点—和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (湯川・国立公園境界)						起点—和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (湯川・国立公園境界)			
		終点—和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (湯川・国立公園境界)						終点—和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (湯川・国立公園境界)			
		起点—和歌山県東牟婁郡太地町 (常渡)						起点—和歌山県東牟婁郡太地町 (常渡)			
		終点—和歌山県東牟婁郡太地町 (向山・国立公園境界)						終点—和歌山県東牟婁郡太地町 (向山・国立公園境界)			
		起点—和歌山県東牟婁郡太地町 (燈明崎・国立公園境界)						起点—和歌山県東牟婁郡太地町 (燈明崎・国立公園境界)			
		終点—和歌山県東牟婁郡太地町 (平見台・国立公園境界)						終点—和歌山県東牟婁郡太地町 (平見台・国立公園境界)			
起点—和歌山県東牟婁郡串本町 (大島・国立公園境界)				起点—和歌山県東牟婁郡串本町 (大島・国立公園境界)							
終点—和歌山県東牟婁郡串本町 (須江・国立公園境界)				終点—和歌山県東牟婁郡串本町 (須江・国立公園境界)							
起点—和歌山県東牟婁郡串本町 (檜野崎)				起点—和歌山県東牟婁郡串本町 (檜野崎)							
終点—和歌山県東牟婁郡串本町 (檜野・国立公園境界)				終点—和歌山県東牟婁郡串本町 (檜野・国立公園境界)							
起点—和歌山県東牟婁郡串本町 (串本・国立公園境界)				起点—和歌山県東牟婁郡串本町 (串本・国立公園境界)							
終点—和歌山県東牟婁郡串本町 (出雲・国立公園境界)				終点—和歌山県東牟婁郡串本町 (出雲・国立公園境界)							
起点—和歌山県東牟婁郡串本町 (出雲・歩道分岐点)				起点—和歌山県東牟婁郡串本町 (出雲・歩道分岐点)							
終点—和歌山県東牟婁郡串本町 (大島・国立公園境界)				終点—和歌山県東牟婁郡串本町 (大島・国立公園境界)							
起点—和歌山県東牟婁郡串本町 (向地・国立公園境界)				起点—和歌山県東牟婁郡串本町 (向地・国立公園境界)							
終点—和歌山県東牟婁郡串本町 (潮岬燈台)				終点—和歌山県東牟婁郡串本町 (潮岬燈台)							

					平9.12.16 告示の変更	9	近畿自然歩道	<p>起点－和歌山県田辺市 (落合・国立公園境界)</p> <p>終点－和歌山県田辺市 (高尾山・国立公園境界)</p> <p>起点－和歌山県みなべ町 (山内・国立公園境界)</p> <p>終点－和歌山県みなべ町 (山内・国立公園境界)</p> <p>起点－和歌山県西牟婁郡すさみ町 (双子山トシ・国立公園境界)</p> <p>終点－和歌山県西牟婁郡すさみ町 (見老津・国立公園境界)</p> <p>起点－和歌山県西牟婁郡すさみ町 (江須崎・国立公園境界)</p> <p>終点－和歌山県西牟婁郡すさみ町 (江須之川・国立公園境界)</p>	<p>奇絶峡 高尾山</p> <p>千里王子</p> <p>長井坂 見老津</p> <p>江須崎</p>	<p>奇絶峡、高尾山周辺を 探勝する歩道として整備 する。</p> <p>千里王子周辺を探勝する 歩道として整備する。</p> <p>長井坂、見老津周辺を 探勝する歩道として整備 する。</p> <p>江須崎周辺を探勝する 歩道として整備する。</p>	<p>田辺南部白浜海岸 県立自然公園及び熊野 枯木灘海岸県立自然公 園からの振替え。</p>
--	--	--	--	--	-------------------	---	--------	---	--	--	--

(ウ) 運輸施設

次の運輸施設を追加する。

(表 22 : 運輸施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針
2	係留施設	和歌山県西牟婁郡白浜町 (臨海)	臨海周辺の自然探勝のための船舶係留施設として整備する。